

第一章 集落誌

第一節 只見川流域

一、藤

(一) 地名のおこり

藤と椿の地名のおこりは、この地域に数多くの藤や椿の自生がみられるからと言いつたえられている。確かにこの地域にはこれら植物の繁茂がみられ、中藤（船渡）の清水の湧出する附近の藤の古木の開花のすばらしさをはじめとして、只見川の清流に沿い藤新道・旧蹟姫が淵などの急崖に色鮮やかに藤の花が点綴するさまは、いかにも地名の起こりにふさわしい風光美といえよう。

藤・椿とこの地を指して、そう呼称した先人の心の自然と融合した優しさ、素朴さが今もわたしたちの心にしみじみとふれてくる思いである。

(二) 村名の記述

藤村は往昔「富士村」と記述したこともある。下藤の斎藤久樹（淳）氏は、恵日寺代官・斎藤佐渡守宗顕（後述）の系譜をひくといわれ

江戸時代には野沢組に属した当藤村の肝煎を累代勤めてきた名門であった。

この斎藤氏宅に今なお保存されている近世地方文書の中で、文禄年間（一五九二～九六）以降の年貢割付状は、所謂、文禄検地実施直後の年貢割付（ある面では年貢納入ともみられる）がどのようなされたかを知り得る貴重なものである。この期の年貢割付状は会津でも数多くはないと思われるが、この割付状に、「稲川郡富士村当物成相定」「富士村肝煎百姓中」などの表記が用いられており、こ



藤部落を望む（遠景は猿戾城址）

の当時は表記上「藤村」とせず、「富士村」としていたらしい。

二字が吉兆という考えの残存した形である。

また、文禄三年（一五九四）七月に蒲生氏郷が領内高目録を作製した際の『稻川・河沼・大沼・山郡高目録帳』（内閣文庫所蔵）にも、

「下 富士 百九十七石四斗七升 御倉入 仙徳斎」と表記されているので参考に供しておく。

この表記は同目録帳に、「柳津」が「楊津」に、「野老沢」が「所沢」に、「八坂野」が「矢坂野」に、「出倉」が「伊豆倉」に表記されていることと合わせて考えると、地名表記の変化により一層の興味がわくことであろう。なお、この「富士村」という表記も、寛永四年（一六二七）以降の年貢割付状からみると姿を消していて、現在の「藤村」の表記になっており、この頃から正式の文書に記述する際も「藤村」とするのが一般的通用となったらしい。

（三）藤のあけぼ

藤部落は只見川の左岸段丘の発達した生活上の絶好地であったために、古く縄文時代より先住民が居住していた。これらの先住民は只見川を遡行して良水と狩猟資源とに恵まれたこの台地を選んで居住したものであろう。

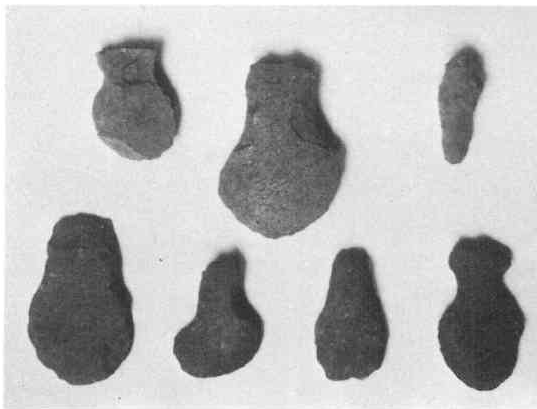
只見川沿岸地方でも、戦後の考古学研究的発展にともない数多く未発表の縄文遺跡が発見され、その科学的研究に前進をみせてきている。そのため、わが柳津町でも縄文遺跡の発見や発掘がなされている。

るが（第二章歴史編参照）、その中でもとりわけ藤方部には縄文遺跡が多いようである。歴史編と重複するので簡略に記すが、藤の代表的遺跡として、

- ・牛越遺跡（柳津町大字藤字牛越）
 - ・中居平遺跡（柳津町大字藤字中居平）
 - ・三ヶ尻遺跡（柳津町大字藤字三ヶ尻）
- などがとりあげられる。

牛越遺跡 この遺跡が所在する字牛越は藤部落の西北方にあり、旧蹟猿戾城の近くにある緩斜面状の台地で、現在は畑地として煙草・ホップ等の耕作に適したかなりの肥沃地である。この牛越の地名発祥は、往昔猿戾城を構築した際に多くの牛を使役し、この地を越えたところからといわれたところからといわれる。史的にも古い土地である。

この遺跡は台地の東西の両側方地点の二地域に分けて土器片が散布されており、比較的表面採集が容易である。特に、西側地点の

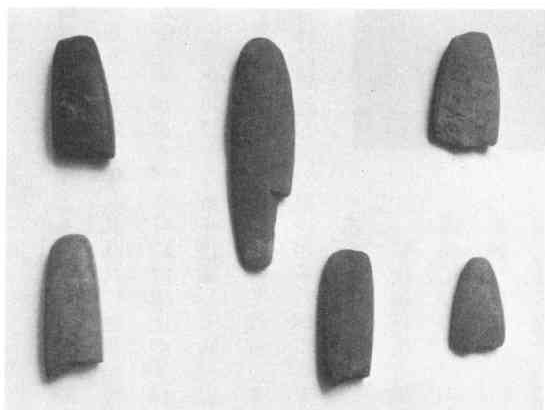


牛越遺跡（藤）出土の石器

の遺跡では縄文中期中葉の土器を中心とした隆起文様の壮大な深鉢型の土器群を数多く発見している。また、石斧類でも打製石斧・磨製石斧も数多く発見されており、その一部は斎藤久樹氏宅など藤部落の諸宅に保存されている。これら出土品の状態からみてもこの牛越遺跡はさほど損傷されていないと思われる。従って早急、適切な調査によりこの遺跡の様相を明らかにしたいものである。さらに東側地点より出土する土器群は、西側地点とやや様式を異にしており中期末葉から後期初頭の土器型式とみられるが、詳細な型式編年等については明らかになっていない。

中居平遺跡 通称上藤と呼ばれている集落居住地が字中居平である。この地域一帯は沖積土の肥沃地であって現在はそのほとんどが畑地または桐・柿等の植栽地、あるいは水田地となっている。

遺跡地域は只見川に沿ってほぼ帯状に細長く広がっているが、大要、A・Bの二地点に区分されるようである。A地点は、笠間新八氏



中 平 遺 跡 (藤) 出 土 の 石 器

宅・坂上一郎氏宅の前面の屋敷地内から道をへだてた只見川河畔にかかる緩斜面、及び台地状の畑地一帯であり、B地点は、新井田正光氏宅前面の畑地及び只見川水没地面を含めた緩斜面地である。

A・B二地点共、縄文後期と思われる土器片が表土面より発見されているが、A地点にあつては須恵器(土師器)の破片と思われるものも発見されていて、縄文後期・晩期、弥生前・中・後期の移行の関連上今後の研究が重要視される遺跡である。なお、昭和四十五年六月にA地点笠間新八氏宅前面の敷地内で、同家の煙草乾燥用のビニールハウス設備の際に、住居跡かと思われる敷石及び多数の土器片が発見された。笠間氏の厚意により町誌編纂委員の手で緊急調査ができ、その一部の様相をとらえることができたが、その全貌は明らかにっていない。牛越遺跡と同様に今後より充実した科学的調査が望まれる遺跡といえよう。

三ヶ尻遺跡 下藤部落の東北方の広い台地で字名三ヶ尻と称する地点であり、古文書には身賀尻とも記されている地域である。この地点より多くは縄文後期と思われる土器片が表面採取されている。

農業改善事業として昭和四十四年に石神新田開発がなされたためにこの遺跡調査は困難と推察される。

(四) 藤(城氏)と猿辰城

藤が歴史的に古い地であることは巷間よく云いふられていることである。藤の歴史的な登場は、会津史上でも問題とされている越後城氏の猿辰城構築と関連した歴史である。以下それを問題として

みよう。

藤部落の沢向・上松の崎地内（俗称寺山とも言う）に古館跡がある。この古館は猿戾城と称して、永延二年（九八八）越後の将、城四郎重範が構築したものの伝承があり、さらには城氏の子孫たる城長茂が寿永二年（一一八三）に再びこの城を修築して居城としたとの伝承がある城である。この猿戾城の構築については古くより記述があり、会津史上でもこれに関連しての記述が多いがここでは概

述するに止める。

猿戾城構築と城氏の
関係については『会津
年表』に、

「永延二戊子 城四郎
重範、河沼郡に八館を
築き、藤村猿戾城に住
し、南宇内村陣ヶ峯館

に家臣中野太郎を置き、
永井村花の城に星三郎
を置き、船戸村雲雀か
壘に加佐間七郎を置き
窪村久山の壘に長谷川
五郎を置き、新館村田
中壘に猪俣小六を置き



猿 戾 城 を 望 む

大原村福富館に安部次郎を置く。

正暦二辛卯 城四郎重範、恵日寺代官斎藤佐渡守宗顯と上野原にて合戦、敗軍自害す。原を十文字原と改む。

養和元年丑九月二日 城四郎長茂 平氏の命に依り、越後及会津四郡の兵を集め、木曾義仲を討つ。九日、恵日寺衆徒乗丹坊、長茂の軍に従い義仲の兵と信濃国横田河原に戦って敗死す。乗丹坊は長茂の舍弟なり。」とある。

ところで何故に城氏は、この藤の地にこのような城を構築したのであろうか。それを知るには当時の政治的情勢がどのようなものであったかが明らかにされなければならない。

当時の会津の支配は僧徳一開基の磐梯山恵日寺を中心とした強大な寺院勢力によりなされていたというが、越後城氏は、この会津十八万石と称せられる会津寺院勢力に対して、果敢にも会津進取を試みてその基幹となる城・館・柵の構築をなしたのである。

元来、越後国の城氏の発生は八世紀末より九世紀始めごろ、坂上田村麻呂が蝦夷征討のため陸奥に進出した際にこれに従軍し、越後国に強大な勢力を伸長させた平氏に始まり、この当時より、中央勢力と蝦夷勢力との接点地域にはいわば前線基地として、中央勢力側の数多くの柵を構築した歴史がある。藤の部落はこの当時より越後と会津を結ぶ重要な地点として着目されていたかもしれない。

さらに、城重範が猿戾城を藤部落の槻盛山（俗称寺山、現今字名

沢向・上松が崎というに構築したのは、この地域が越後・会津を結ぶ通路の要害地を占めているだけではなかったと思われる。それは、当時磐梯山恵日寺と並んでこの地方に壮大な威令を誇った高寺山恵隆寺との城氏の敵対関係と、それに関連したこの地方の地理的配置・地勢上の関係がより重要であったために、この地に会津進出の基幹として、主城猿戾城を構築すると共に支城七館を配置したものと考えられる。

越後国より会津方部に進出するには、現今でも最も簡便な阿賀川沿いに、津川・野沢と会津盆地に至る通路を当時の城氏が利用したことは想像にかたくない。しかし、その会津盆地西縁の丘陵上には強大な会津寺院勢力の一翼をになう高寺山恵隆寺が存在していたのである。城氏が上述の通路より会津進出を企図するには、先ずこの恵隆寺と厳しく対決せねばならない。従って城重範の八館構築も主城猿戾城を基幹に此の恵隆寺をあたかも包囲し、示威するかのよう

に、それぞれ好適の地に支城七館の構築をなしている。前述の八館の地を再述すると、

- ・大沢 外島の館
- ・船渡 雲雀が壘
- ・窪 久山の壘
- ・大原 福富の館

・南宇内 陣が峯城

・長井 花の城

・新館 田中の壘

となっていて、只見川沿岸以西の統治下背景をもとに、此等諸城の構築により、激しく恵日寺・恵隆寺等の会津寺院勢力に対抗したものと考えられる。

(五) 天然の要害猿戾城

この会津八館の主城が猿戾城であるが、当時の城館は所謂山城であって、天然自然の地形を利用して要害の地を占めるのが通例である。勿論、藤の猿戾城もその例にもれてはいない。『藤村誌』によれば次のように、猿戾城のおもかげを記している。

古跡 猿戾城址

「村之西、沢向ニ在リ。東西百二十間南北六十間、地勢塞阨嵯峨タル山ハ後ニ聳ヘ、浩々タル水ハ前ニ流ル。道アリ極テ險ナリ。崎嶇登レハ則チ割然トシテ平盆ノ如シ。而シテ繞スニ深壕ヲ以テス。其堅固知ルベキナリ。

往昔、餘吾將軍維持ノ四男、城四郎重範地勢ヲ相シ、此ニ築テ封疆ヲ守リシ所ニシテ、二十八館ノ一ナリ。

今猶牙然トシテ形跡及回ル壕ヲ存ス」

この築城の際、牛により必要な資材を運搬せしめ、牛越の地名を生んだともいい、猿戾城の周囲には、武家屋敷や民家等数多く配されていたと伝えられる。重範が居住した上松が崎地帯、つまり山上



猿 戾 城 より 只 見 川 対 岸 を 望 む

の平盆地は現今は概ね畑地として、煙草等の耕作地に利用されていて、耕作機械による山上への運輸も容易な道路が牛越地区より開られている。但し、大正時代までは山上の台地は雑木林として放置されていたものを開発したものであるという。なお周囲には土塁の残構が現存している。

ここに登れば四囲の眺望はひらけて、只見川沿岸の地形は手にとるように見え、特に重範が該敵たる高寺山惠隆寺はまさに指呼の間にあり、はるか磐梯山をも望まれる。従って当時の藤の地が、会津盆地方部と背後藤峠の接点として極めて要衝の地であったことがうなずかれ、城氏会津進出の拠点として此地を選定した当時の政治的動向が充分に推し量られる。

(六) 十文字原の合戦

かくして城氏の会津進出は開始された。永延二年（九八八）藤猿戾城等会津八館を構築して自ら主城、猿戾城に居住した城四郎重範は、以後四年間にわたって恵日寺勢力と激しい紛争を続けて行ったのである。そして、その当面の敵対者は恵日寺代官の一人として、近隣十八郷（十八か村か）を支配し、夏井村に住していた斎藤佐渡守宗頭であったといわれ、紛争四か年に及んだ両者の軍は、遂に片門街道の上野原（現会津坂下町片門部落の西南方の只見川河岸段丘の広大な原野で、現在は農業改善事業の結果開田された）に於いて激突した。正暦二年（九九一）のことであるという。

然るに重範の勢は利なくして斎藤の勢に敗れ去り、重範自身も此上野原において自害し、会津進出の夢もはかなく潰えさり、重範の妻子等もまたこの悲報を知って、只見川河畔松ヶ崎附近より、深淵に身を投じ、哀れにも花の命を自ら絶ち切ったと悲哀史が伝えられている。今に此の地を指し



旧 蹟 『 姫 が 淵 』 を 望 む

て、上野原を十文字原、投ぜし淵を姫が淵というのはこの故事に因んで名付けたものと伝えている。

この合戦により、城氏の会津進出の意図もくだかれて重範の家来も四散したが、現今の藤部落の笠間氏は当時の加佐間氏として重範に従属していた家臣との推測もある。また、合戦に勝利した斎藤宗頭は夏井より下藤に進出して此地方を手中に帰して邑長となり、累代引続いて此地方を支配したといい、これが現在の下藤斎藤久樹氏の祖と伝えられている。近世中、藤の肝煎として勤中して来た名門斎藤家の発祥は此に起因すると考えられるのである。

『藤村誌』に、

「寛和元年（九八五）花山院ノ御宇、斎藤佐渡守宗頭ナル者奥州会津ニ下リ、大寺磐梯山恵日寺ニ住テ、河沼郡夏井村外十八ヶ村ノ代官ヲ勤メリ。

此時、城四郎重範何ノ故力宗頭ト戦端ヲ開キ敗ヲ取、遂ニ上ノ原（今、十文字ト云）ニ討死ス。其後宗頭此ヲ領シタト云。

古墓 城四郎重範墓

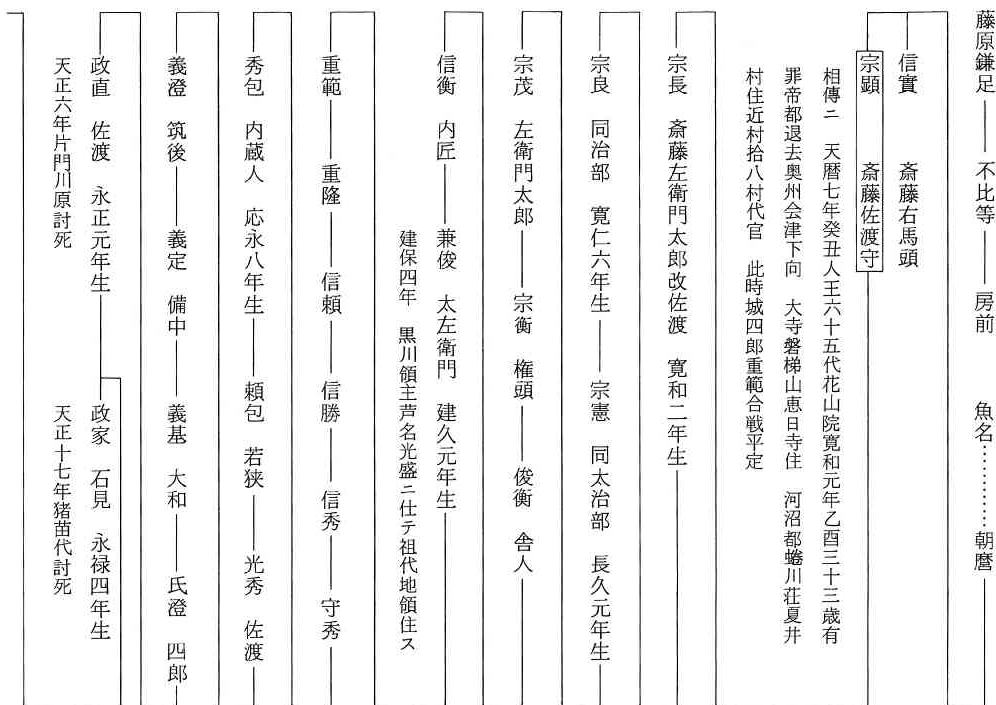
字宮西ニ在リ。一小丘ノ處、後ニ巨石有リ其前ニ建ツ。往昔斎藤佐渡守宗頭ト戦テ討死ス。此ニ葬ル。今茅廬之ヲ蔽フ。

斎藤佐渡守宗頭墓

字関根ニ在リ、花山院ノ御宇此ヲ領シテ此ニ卒ス。墓碣毎苔ノ蝕スル處トナレリ。故ニ文字詳カナラズ」

とあるのは、蓋し此間の変遷を物語っているものであるうか。

藤の斎藤氏家系略図



(七) 猿戾城の修築と廃亡

十世紀末、会津進出に失敗した城氏は、その根拠地越後において
勢威を保持すると共に、十二世紀初頭より、越後・出羽・信濃方面

英信 豊四郎 英邦 久人 明治元年生

柳津村外二ヶ村組合村長

光保 辰之助 文政四年生 英瞭 久次 天保七年生
明治戊辰乱平定 王政復古 其 明治十五年越後新潟県ニ達スル県
十月百姓騒動遇 古書皆灰燼失 道路線ヲ開鑿セラレタリ。時ニ藤
家屋四分通破壊 村民ニ於テ壹千五百円ノ有志寄付
ヲ致シタリ。ソノ内壹百五拾円ヲ 補助出金致シ永久内国通運会社ノ
株録ヲ求メタリ 確証ヲ存ス

光幸 小左衛門 廣道 太郎左衛門 光伴 小太郎
舟渡村山田太右衛門四男

正信 太郎左衛門 光恣 光継小助 光珍 久兵衛

正盛 小太郎 天正三年生 子孫藤邑ニ有
正頼 佐渡 正氏 太郎左衛門 正勝 久兵衛

正定 越中 天文二十二年生
正義 大蔵 正直 蔵太郎 天正九年生 子孫藤邑ニ有
正行 大助 正秀 大治郎 天正七年生 子孫藤邑ニ有

に勢威を張り、遂に再度の会津進出を試みるに至った。当時、越後
にあった城資長（資永）でその大豪ぶりは近隣諸国を領して大いに
武威を張ったという。此の資長の弟、城長茂が寿永年中（寿永二年
（一一八三）ともいう）に会津進出に成功して蜷川庄に二十八館を
築き、猿戾城もその折に修築されたと伝えられる。

此城長茂は猿戾城には寿永以前に居住したとの説もあり、また、
宇内にも住したとの説もあって、『俗説弁』に、

「千咲原は河沼郡にあり、寿永年中、越後の城四郎長茂、蜷川庄
に二十八館を築く。藤村・宇内村に遺址あり。此原、長茂と其妻
竈御前遊観の地なり。当時千種の芍薬を種まく。今に至って原に
満つ。皆芍薬、よって千咲原と呼ぶ。芬々遠く開き放つ。其の南
を香原という。東北に袋原あり。形袋の如し。竈塚あり、御前清
水あり。沼あり。沼中に洲あり。夫妻此地に冥す」

とあって、再度の会津進出には成功をみせた城氏が、猿戾城を根拠
として会津支配の一領城を形成したものと考えられ、藤部落もまた
歴史的・地理的な要点として再度脚光を浴び、大いに繁栄したろう
と想像される。

この城氏の再度の会津進出が成功したのは単なる武力制圧とは思
えない。むしろ会津高権を維持し続けていた磐梯山恵日寺との政治
的妥協による進出と思われる。例えば、恵日寺衆徒乗丹坊が城資長
（資永）の妹を娶ったとの説。あるいは、此の乗丹坊が会津四郡の
兵を連れて、城氏に加担し、木曾義仲の軍と信州横田河原に戦い敗

死したとの説などは、越後城氏と会津恵日寺勢力との関係が以前に比して、より親密化し結託し得た関係を物語るものといえよう。

いずれにせよ、越後城氏と会津恵日寺勢力との関係が緊密化した中で会津の情勢が進展して行ったことは想像できよう。しかし、この城氏の支配も恵日寺の高権支配も信州横田河原の台戦で、会越同盟軍が木曾勢に大敗したことを以て終わりを告げるに至った。以後会津は暫時奥州平泉藤原氏の勢力下におかれ、さらには、文治五年（一一八九）源頼朝の奥州征伐による藤原氏の滅亡後は、頼朝の麾下、佐原義連の統治下に服することになった。

ここに、猿戾城に象徴された古代藤の歴史は終わりを告げるに至った。今、古跡城に立って古代の藤を偲ぶとき、会津四郡の兵がこの藤峠を越えて信濃路への軍旅を開始した姿が髣髴として目に浮かぶと共に、産業開発の進展と共に、一大流通産業生活道路と変じた越後街道、国道四十九号線の発展を前にして、ひとしおの感慨を覚えてならない。

「古館に かつこうの鳴きて 日暮れゆく」

(ハ)『稲川郡富士村当物成相定』

豊臣秀吉が全国統一の過程の中で進められた検地は世に大閤検地と呼ばれているが、天正十八、九年に秀吉の会津下向があり、そのさいの天正検地と其後の文禄検地とが著名である。いずれも、この目的とするところは農民を土地に拘束し、年貢諸役をより確実に徴収することにあつたといえる。

芦名氏滅亡後

秀吉が全国統一を成し終えると

会津は蒲生氏郷を新領主として

迎えたが、藤部落ではこの新領主が実施した文

禄検地の結果、

どのような年貢割付がなされた

のであろうか。

その実態の概要を知り得る『文

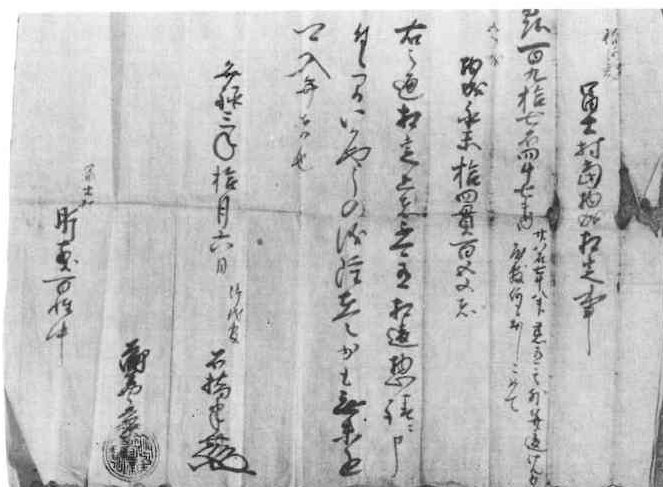
禄三年稲川郡富士村当物成相定』なる古文書が、現在斎藤久樹氏宅に保存されているので、それによって藤村の年貢の実態を考えてみよう。

稲川郡富士村当物成相定

高百九拾七石四斗七升

内廿八石七斗八升荒有其外算違失人屋敷

五ツ成



文禄三年富士村当物成相定

物成 永楽拾四貫百五文者

右之通相定上者 不可有相違惣請ニ申付候間

いかようの儀雖有之少も無未進可入弁者也。

文禄三年拾月六日

御代官 石橋半助 花押

蒲生四郎兵衛 花押

富士村肝煎百姓中

この文書は、標題の示す如く、此年文禄三年の藤村の物成、つまり年貢がいくらであったかを表わすのであるが、これによると文禄検地に於ける藤の村高は一九七石四斗七升と打出され、物成五ツ、つまりこの年の年貢率は検地打出高の五〇%となったのであり、それを当時の貨幣永楽銭一四貫一〇五文を御蔵入として納入したことになる。また、「惣請に申付候間」とある如く、当時の年貢納済は村惣請の制度であり個人毎に自分の分だけの年貢を納入すればそれで済むのではなく、あくまでも一村の年貢高は惣、つまり一村全体の共同責任として皆済しなければならないのである。これは村の運営上大きな問題である。

「廿八石七斗八升荒有^{あらあ}・其外算違^{さんつがい}・失人屋敷何もおしこめて」

とある如く、此当時、荒地や失人（他国へ逃げた者）が既に存在したことも判明するし、それらの耕地分も村高の中に算入されていたわけで、此等の分は村全体の責任として納済せねばならないのであ

蒲生氏・加藤氏支配時代における年貢の変遷
(藤村当免定による)

年 度	村 高	免(租率)	年 貢 高	年 貢 の 納 入 法
寛永 4	234石39	5.7	133石66	京銭 133貫
" 5	234石396	5.7	133石66	京銭 133貫606文
" 6	234石396	5.85	140石47	京銭 140貫20文
" 7	239石396	5.85	140石47	京銭 140貫47文
" 8	239石396	5.85	140石47	京銭 140貫47文
" 9	239石396	5.85	140石47	京銭 140貫47文
" 10	239石396	5.95	142石441	京銭 142貫441文
" 11	239石396	5.95	142石441	京銭 142貫441文
" 12	239石396	6.20	148石426	京銭 148貫426文
" 13	350石00	6.20	217石000	330両と京銭80文
" 14	350石00	7.56	264石600	330両と京銭600文
" 15	350石00	7.56	264石600	330両と京銭720文
" 16	350石00	7.60	266石000	332両と京銭480文
" 17	350石00	7.60	266石000	332両と京銭480文
" 18	350石00	7.60	266石000	332両と京銭280文
" 19	350石00	7.60	266石000	金方により代納
" 20	350石00	7.60	266石000	金方により代納

る。「いかようの儀雖有之少も無未進」納済せねばならないのであって、近世封建社会の集権体制の初期における土地制度や、それと関連した年貢制度が、当柳津町においてどのように実施されたかがこの資料により概要を察知できる。

藤部落の場合、其の後寛永四年（一六二七）には村高が二三四石免（年貢率）五ツ七分となり、年貢高は一三三石六斗六升に増石しこれを京銭一三三貫で納済するようになった。さらに寛永十三年には世にいう「加藤氏の迷い高」といわれる如く、藤の年貢高はます

ます急増するに至った。因みに此年の藤の村高は一躍三五〇石と驚異的な増石をみせ、免租六ツ二分となつてその年貢高は二一七石となった。この年貢は金方として三三〇粒、京銭八〇文として納入するようになり、翌寛永十四年には免租はさらに七ツ五分六厘と増率され、実に二六四石六斗の年貢高が課せられた実状へと急変したのである。さらに、寛永十六年（一六三九）には最高に達して、免租七ツ六分、年貢高は二六六石となり、三三二粒、京銭四八〇文を賦課されている。これが加藤氏治世期の藤部落における年貢負担の実態で酷税であつた。

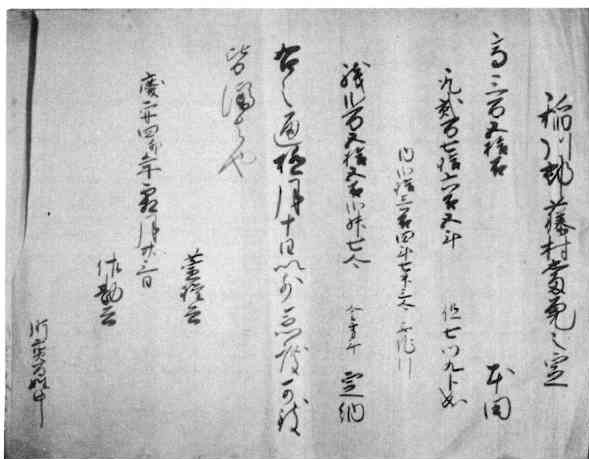
前に述べたように当時の年貢納済は村惣請の制度であつた。二六六石の年貢を村全体の責任で負担するというのは、山村地帯のなかで比較的に立地条件のよい藤の場合でも容易なことではないことは推測し得る。文禄三年の藤村物成定のなかに、既に「失・人・屋・敷・荒有」のことはあるように、災害や重税のために田畑の耕作を捨てて他国へ走つた失人や、そのために生じた荒地の発生が存在している。既に文禄期の藤がこの実態であるから、ましてや寛永以降の加藤氏の苛酷な程の重税は藤農民をして塗炭の苦しみを與えたことであらう。重税に堪えかね、「逃散」といって他国へ逃げ出した者があつたかも知れない。殊に、寛永十九年（一六四二）、寛永二十年（一六四三）の全国的飢饉の発生は、特に会津地方では打撃が大きく、これに加えるに重税に打ちひしがれた農民にどんな手段が取り残されたであらうか。当時の記録に逃散する農民はまさに「大河の流る

る如く」二千余名を数えたといわれる。このような生活状況のなかで独り藤部落のみがその難を免がれたとは思えない。恐らく藤部落にも逃散する農民が存在したであらうが、確たる記録は現存していない。

(九) 保科氏入部下の藤村

次に保科氏入部初頭の藤部落の様相をさぐってみよう。寛永二十年（一六四三）会津入りした保科氏は、同年八月に郷村廻りを命じ「百姓甲乙郷村の善悪、引方免相共に疎意無きように」と発し、前領主加藤氏の「迷い高」再検のために、所謂「慶安の検地」を実施した。検地の実施

は、慶安元年（一六四八）であつたが、果してこの検地により不当な村高の改正がなされたかという点、必ずしもそうではなかつたようである。勿論、慶安検地後の減石高は会津藩全体で一三、〇〇〇余石とされてい



保科氏支配時の藤村当免之定

保科氏支配初頭の年貢の変遷（藤村当免定による）

年 度	村 高	不 作 引	免 ^{（租率）}	年 貢 高		そ の 他
				本 田	新 田	
寛 永 20	350石00	12石817	7.4	248石775		代 金
正 保 2	350石00		6.5	227石500		金 方
” 3	350石00	9石714	6.22	207石986		金方計
慶 安 元	350石00		7.60	266石000		金方計
正 保 4	350石00	34石544	6.90	206石956		金 方
慶 安 2	350石00		7.6	266石00		266.0 金方
” 3	350石00	8石16	7.9	268石48		268.48 金方
” 4	350石00	21石473	7.9	255石27		255.27 金方
” 5	350石00	8石16	7.9	268石48		268.48 金方
承 応 元	350石00	40石410	8.1	243石91		243.91 金方
” 2	350石00	1石339	8.9	310石161		310.16 金方
” 3	350石00	33石800	7.8	239石20		239.20 金方
明 暦 元	350石00	23石57	8.1	259石93		259.93 金方
” 2	350石00	23石426	8.15	261石824		261.824金方
” 3	350石00		7.85	274石75		274.75 金方
寛 文 8	350石00		7.64	267石40	4石919	267.99 金方
				(内37石95引)	(当竿入新田)	
寛 文 9	350石00		7.8	273石00	1石866	→ 0.224
定免制実施					4石919	→ 0.738
(寛文9～11年)					11石858	→ 1.779
(3か年定免)						
					(当竿入小池 竿吉開新田)	合計 275.741
寛 文 11	1石866		1.4	0石261	11石858	
	(去戊竿入出目分)				(2石16)	合計 2.421
寛 文 12	350石00		7.8	273石00		
” 1	1石866		1.5	0石28		
延 宝 3	4石919		1.6	0石787		274.431
(3か年定免)	28石036	→(当竿入新田)	1.2	3石364		
延 宝 元	11石858	→(小池伝吉新田)	1.8	2石134		
	22石694	(当竿入新田)	1.0	2石269		4.401
延 宝 2	10石899		1.6	1石744		
	(外0石359川次引)	(内0石593不作引)				
		(残1石151定納)				

て、この恩恵に俗して村高が減石となった村数が一七九か村といわれているが、反面、それ以外の村々は加藤氏治世下と同様の石高が村高として踏襲されたのである。

では、藤部落の場合はどちらであつたろうか。慶安元年（一六四八）・正保四年（一六四七）の藤村年貢割付之事をみるといずれも村高三五〇石となっていて、加藤氏時代の村高が保科氏の慶安検地後もそのまま受け継がれたのである。しかも免は正保二、三年（一六四五・四六）に六ツ五分・六ツ二分二厘となり、減免とみえたのもつかのまで、慶安元年（一六四八）慶安検地実施の年には再び免七ツ六分となつて、村高三五〇石に対して二六六石の年貢を徴収され加藤氏治世期最高の年貢高と同額の憂目をみている。また、慶安二年（一六四九）から明暦二年（一六五六）にかけては、洪水・凶作のため不作引が実施されているが、承応元年（一六五二）には四〇石余、明暦二年（一六五六）には前年とほぼ同額の不作引が藤の場合実施されている。ところが免相（年貢率）は、反対に八ツ一分・七ツ一分・八ツ一分・八ツ一分五厘と相対に高率な免相が賦課されていて実質的な年貢高はそう減石していない。

むしろ、承応二年（一六五三）には不作引一石余に対して免相八ツ九分と加藤氏治世下にも例をみない驚異的高率の年貢が課せられ藤の村高三五〇石中、実に三一〇石余の年貢が徴収されている程である。このような藤の年貢納入の実状からみて保科氏入部による慶安検地後の恩恵は、藤の場合は皆無であり藤農民の生活も又、困窮

状態にあつたと想像し得る。

寛文十庚戌年八月『万覚書 野沢組』によると、この時期に於ける藤の村勢概要は次のように記載されている。

一、藤村	高三百五拾五石	本田
免	七ツ五分九厘八毛八朱	
一、田畑	五拾三町壹反八畝拾八歩	
内	拾壹町五畝	田方
	四拾貳町壹反拾四畝拾八歩	畑方
一、人数	四百廿四人	
内	男 貳百参拾八人	女 百八拾六人
家	七拾壹軒	九拾六竈
	本百姓□□四人	肝煎一人 小走二人
	隠居八人	名子六人 水吞拾七人
一、山役	大豆四斗八升	炭七石七斗筋升にて
一、紙役	六束中判	
一、薪役	貳束	巳の年より新役
一、木数	四千四百六拾八本五分	
蠟	百八拾三貫五百四拾五匁五分	
漆	四拾貳盃六合八勺五才	
一、馬	四拾五疋	内貳疋五調

㊦ 新田開発と堰堤の築造

明暦期に藩内で社倉制が実施されると、貸米による開墾及新田開発や用水堰・用水堤の築造など村方経営の事業が各村、あるいは組単位に急速に取り上げられるようになった。

藤の場合にも、此時期に開発された新田や築造された堰堤が多いようである。

新田開発では、寛文七年（一六六七）に四石九斗一升九合の新田寛文八年（一六六八）には一石八斗六升六合と新田、寛文九年（一六六九）には小池伝吉による一石八斗五升八合の新田開発が進められた。これらの新田開発はどのような階層の人々の手によって進められたかは明らかではないが、「小池伝吉開新田」と人名で表記されている一石余の新田開発は、村または組の上層富農か、府下の商人、あるいは士分の人による開発なのであろうか。

さらに延宝年間に入ると、延宝元年（一六七三）に竿入の二二石六斗一〇九合の新田、延宝二年（一六七四）竿入の新田一〇石八斗九升九合の開発が進められている。

一方、堤の築造も盛んに進められて行った。藤部落には五つの堤がある。名称表現に多少差異があつて、『新編会津風土記』では、坂下堤・沢田堤・森沢堤・吉沢堤・菅沢堤としているが、『嘉永永六藤村高分限帳』では、坂下堤・神之助堤・沢田堤・白山堂堤・森沢堤と記しており、さらに『藤村誌』には、神之助堤・沢田堤・森沢堤・吉沢堤・宮後堤の表記があり、呼称が錯綜している。

この内、坂下堤は慶安三年（一六五〇）、沢田堤は万治元年（一六五八）、森沢堤は万治二年（一六五九）の築造と『新編会津風土記』に記されているが、『藤村誌』にも、「以上創築は慶安・万治の年度に係る云々。」とあつて、ほぼこの期の築造と考えられてよいし、堤灌漑用水の必要は水田の増反を示しているものである。

又、これらの諸用水堤から用水堰もさかんに引かれるようになり次のような用水堰が漸次築造されていった。

- ・身賀尻堰（三か尻堰） ・白山堂堰
- ・川前堰 ・沢田堰
- ・大田堰 ・森沢堰
- ・向大田堰 ・杉倉堰

なお、年代は下るが、嘉永六年（一八五三）の『藤村高分限帳』により、これら諸堰堤の概要が判明するので参考供しておく。

坂下堤	建百間	横式拾間
此水下	七町三反式	畝式拾八歩
分米	八拾壹石壹斗六升七合	
	式町三反拾八歩	大田堰水下
	五町式畝拾歩	身賀尻堰水下
神之助堤	建百三拾五間	横式拾五間
此水下	八町壹反九畝拾歩	
分米	八拾六石八斗六升式合	

式町三反式歩 川前堰用水
 壹町五反拾歩 大田堰水下

四町三反八畝式拾八歩 杉倉堰水下

。沢田堤 建式拾間 横拾壹間

此水下 七反七畝式拾八歩

分米 九石四斗六升壹合 沢田堰壹ヶ所

。白山堂堰 建拾八間 横拾式間

此水下 五反拾壹歩

分米 九石八斗八升 白山堂堰壹ヶ所

。森沢堤 建四拾間 横拾四間

此水下 七反式拾七歩

分米 九石式斗七升五合 森沢堰一ヶ所

新田開発など耕地の拡大にともない、その灌漑用としての水利施設の充実をはかることは、この時期における村としての重要な施策であったから、藤としても相当水利施設の便をはかるためには力を注いだことであろう。神之助堤などと人名を冠したこの堤なども、恐らく村人の先頭に立って堤の築造に功績のあった人の名を偲んでこのような名称を付したものであろうか。

(二)『野沢組風俗帳・藤村』

江戸時代の藤部落は行政上は野沢組に属していた。野沢組の地域は、当時の河沼郡全体からいえば西端、東に坂下組を隣に只見川を

限り、西は海道組に接し、南は牛沢組、大沼郡大石組に交わり、北は耶麻郡大谷組・吉田組に界し、揚川を限りとし東西五里五町、南北三里八町にわたっていた。

『新編会津風土記』には野沢組の地理的・歴史的な概述として、

「東西五里五町東は坂下組東羽賀村の界、只見川より西は海道組白坂村の界に至る。南北三里八町南は大石組水沼村の界より北は大谷組橋屋村の界揚川に至る。民居多くは山中に住し、ひとり原町本町の四方少し開けて平地なり東・西・南に高山連なり、北は揚川流る。又東偏の諸村は只見川に傍ふ、俗に新郷と云、山川の利多く土地肥饒なり。相傳ふ、此地往古揚川の水道塞り、其水数里の外に洋溢して遂に一大湖となり、平衍の村落民業を失ひ、漸々に山陵に登り、各自に家居をなせしが何の頃にか下野尻村の北銚子口と云山隘の口決し、其水大に潰て忽平地となりしとぞ、今猶山中に水の湛へし跡往々残れり、此組の諸村多く紙を漉て産業を資く、野沢郷に隸する村二十七あり、(中略)其他みな郷名を失ふ。共に蟻川莊と称す、凡て四十箇村あり」

とあるが、この四十か村は、上・中・下の三組に分かれ、藤部落は野沢組中組十五か村の中にあつた。その十五か村とは、

縄沢村(端村 胃石) 天屋村 本名村

藤村(端村 上藤 大牧 長窪) 片門村(端村 軽沢)

杉山村 洲走村 西羽賀村 夏井村

河井村(端村 大田) 塩坪村(端村 喰塩) 池原村 漆窪村

利田村(端村 合瀬) 尾登村

であつて、当時柳津町で野沢組に属したのは、現在の下藤・上藤・大牧・長窪の四か村だけであつたが、これらは惣名、藤と呼称されて一村とみなされ、下藤が本村で、上藤・大牧・長窪はその端村であつたことが判明する。当時の野沢組の郷頭所在地は野沢にあり、ここが野沢組の中心地であつて越後街道の宿駅・市場として大いに繁栄したが、藤部落は、藤峠を越え縄沢を経て野沢に至る越後裏街道での往来があつたと思われる。

野沢組の農民生活や風俗・産業の様相を書き表わしたものに貞享二年(一六八五)に野沢組郷頭であつた長谷川久七郎の書きあげた『川沼郡野沢組百姓民間宮風俗改書上申帳』がある。その冒頭に、「野沢組百姓宮神社祭礼遊日似たる風俗を記す。替たる儀は末へ廻し書き出す」として、

「当組は農業を専にす、其外家職ハ村ニより暮春雪中之宮あり、農業ハ其所ニ而申伝る、草木自出而古木之花をためしに見仕と、草木ハ雪多少ニより節ニ不_レ応、第一ハ立春より春秋の彼岸四土用ヲ考開作仕候、当組ハ畑所故御城下辺とハ少々変事御座候」

と前書きして以下野沢組の農民生活の年中行事(一月より十月迄)・漆本数と蠟・質券・馬繕・家作・作物盗みの過料・馬の放牧・食物嫁取の關係・飯櫃渡し・葬儀・あさづき・御鷹餌・鍛冶・入作之儀人足仕様・山守給分之事・御蔵番給金・地首・肝煎・堤堰橋道路普請・小走等の仕事にふれ、さらに野沢組四十か村の各村の生活風俗

を書きあげている。年中生活の概要を同風俗帳によって記述してみると(以下同風俗帳を読み易く意識する)。

「一、正月元日から五日迄は餅や酒を食べこれを五日祝と云う。七日は七草と名付けて、せり・なずな等七色を集めて粥をたき七日の朝に食べる。同十一日は家職(生業のこと)の初めとして吉日を祝い、人馬農業道具など揃え始めるのである。同十四日迄は松ゆづり葉を祝い立てて十五日の朝にこれを取り、若木だんごさし十五日より十七日迄は小正月を祝う。十五日の朝には、小豆^{ホトトギス}粥にこのだんごを入れて農がゆと名付けてみんなでこれを食べる。同十六日の大さい日には念仏を唱えて、是を逆修と云う。同二十には若木だんごを取ってこれを食べ、諸病養生のために灸をすえて遊んだりする。

一、二月に入れば先ず、一日にはつぼだんごを食べて遊ぶ。是をのどくびりだんごと云うが、この風習の伝えには、村々で「そぐ」と名付けて、人に応じ金二分或いは三分の給取をするが、二月一日より九月二十九日迄差し置いて、すべて一季の給取はこの二月一日のだんごを食べて其年召仕えるので「のどくびりだんご」と名付けたと伝えている。同上旬には百万遍がある。村中之者が一か所に集つて念仏を唱え疫病神をはらう祈禱をする。同八日には念事初粟稗の餅を食べて遊ぶ。また同中旬には彼岸七日仏を供養する。立春五十日程すぎるといよいよ農事が開始される。まず田畑の種子を水に浸す。立春後五十日の中で遊日(仕事休みのこ

と)は十三日で残三十七日程が生業に忙しい日々であって、この中に年中の農具を拵えたり、春木山といって年の暮より立春迄の薪を伐採するのである。二月十五日は「釈迦ねはんの日」とて遊日となり、同二十七日には風念仏の祭がある。この祭は其の年の「諸作悪風を凌ぐ祭」だと云う。

一、三月に入るとまず三日には草餅を食べ、節句を祝うのである。二十日ごろには種子を水より上げてから十日程もやし、四月初め土用明けの前後に種子を蒔くことになる。種子遊びと称して一日遊日があるが、彼岸中日よりこの頃まで四十日程は入用之薪を伐ったり(夏木山と云う)、麻畑や春畑の手入れ、苗代こしらえ種子蒔きなどいよいよ農事が忙しくなり始めるのである。

一、四月より五月迄は、初めの十日は田打、中十日程は畑作の仕付、末十日は田の養植拵えなどをする。

一、五月端午の祝いがあって、よもぎ・しょうぶで軒端をかざり、ちまきを食べる。同月始めごろよりいよいよ田植が始まる。日数は十日余りで半夏生前には仕廻となる。仕付け後は田植仕廻さなふりと名付けて一日遊ぶ。またこの頃は草を刈り、其跡へ夏時と申して小豆・黍などを蒔き、残る畑には蕎麦や夏野菜類を蒔く。

一、六月に入ると、一日はむけの一日と申し、朝に干餅を食べて遊ぶ。十五日には牛頭天王の祭とて疫神除けの祈禱をして休日となり、野沢村如法寺観音の会日にも当り一日を遊ぶ。半夏生以

後はこの頃に田畑の草取り、蕎麦畑・菜畑を伏せ、この頃田畑作物に虫付時には、鉦・太鼓を打ち、小旗を張って虫送りをする。干魃のときには、野沢村如法寺へ組中の真言宗の僧が残らず集まり水天竜神を祭って雨乞いをするのである。

一、七月には土用明け前後に蕎麦を蒔き、土用明け八日過ぎ、十二日過ぎには夏菜を蒔く。これを八日蒔・十二日蒔ともいった。同七日に衣服の虫干し、十四日から十六日迄は盂蘭盆とて仏の供養をする。同二十七日より野沢町本町諏訪神社の祭礼となる。

一、八月一日はたのもの一日と云、この頃畑作の早稲物を取りその跡に麦を蒔き始める。十五日之晩は明月と申して、いも・青豆などをお月様に供える。彼岸すぎれば段々稲刈となる。

一、九月九日は初九日と云い、甘酒を造って氏神に祭り遊ぶ。十三日の夜は明月と申しだんごを月に供える。同十九日村により餅をついて食べ中九日を祝う。同二十九日は刈上げとも名付けて(終九日ともいう)餅をついて田の神に上げる。またこの頃二月一日より召し仕えていた給取の者に隙を出すようになる。但し、中九日を祝った所では終九日には祝いをしない。

八月よりよりこの頃までに畑を仕廻い、稲刈りも終えて、漆を蒺、漆の実を取って、夏蒔きの大根を取仕廻いする。

一、十月には十日に虫供養と申して念仏を唱える。此頃より冬囲いをし、農民にとって最大の問題である米金御納所の裁判、或は蟬をしめ、御蔵へ納める作業を進める。其間に紙を漉いたりす

る（以下省略。詳細は福島県史第二十三巻所収）。

と農民の年間生活の概要が描かれているが、この外、春秋によってわらびを採ったり、川魚をとったり、薪や炭を伐ったりして現金を得て生活に資している。

藤の場合でも、「此所の家職春秋出原紙漉紙、不漉者薪を伐、秋は柿をむき串柿となし坂下村市江出シ商売ス」とあるように、副業として、紙漉き・薪取り・串柿作りなどに身を入れていたのであった。

（三）元禄・享保の藤

『元禄式年被仰付候五人組帳 藤村』（斎藤文書）は、藤の肝煎であった斎藤伝吉が、元禄二年（一六八九）の二月に藤五人組制度について書き上げ、藩に報告したものであるが、それによると、河沼郡藤村五人組として二十九組の編成がなされている。

この五人組改めは藩が鉄砲所持有無のために調査したらしく、此の五人組の書き出しに、

「私共の儀、鉄砲所持仕らず候。自分以後御断り申し上げず鉄砲求め申し問敷旨、此度御改めに付き仰せ付けられ、急度承知仕り候。仰せの趣、相肖き申さば連判五人組之者共、如何様の曲事にも仰せ付けらるべく候」

と記載され、以下二十九組の五人組の各個人の名があげられ捺印をしている。五人組というのは幕藩体制下における農村支配上の連帯責任を負担させられるもので、五人組の名の示す通り、通例は五人

単位で一組を構成するのだが、必ずしもこれに依らず七人一組編成など種々の例が各地にみられる。

藤の場合には、七名単位が一組、六名単位が二組、四名単位が三組となっていて、其の他が五名で構成されている。なお、この構成を内容的にとらえると、この中には、水吞百姓が十七名、名子が二名、質券の者が二名程含まれており、藤農民の中にも階層分化の兆しがみえることは注目されてよい。同書には、後書に、「右書上げ申通り、水吞・名子等に至る迄、向後共に壹人も相違無御座候」と付記され、肝煎伝吉・地首吉七郎・地首吉兵衛の署名捺印があり、藤の場合の五人組制度の片鱗がうかがわれる。

享保二年（一七一七）には藩が年貢徴収法として「反畝取りの法」を開始した。反畝取りの新法は、村の田を上・中・下の三段階とし歩刈による一反宛の收穫量を算出して、年貢収納をより確実にせしめようとの藩の意図に基き、農民の備蓄を藩庫に満たしたのである。それでは、藤の場合にはどのように実施されたのか、反畝取り法実施前の享保元年（一七一六）の免定（年貢割付状）と、実施後の享保二年（一七一七）の免定とを左に掲げてその実態をみてみよう。

○享保元年反畝取り法実施前の免定

河沼郡藤村当免定

高三百拾九石八斗四升壹合

本田

内三百三石四斗式升式合

本村分

稲川領藤村当免之定による領内総検地以降の変遷

年 度	区 分	村 高	免(租率)	年 貢 高	不作引	備 考
延宝2 1674	新 田 当竿入新田	22石694 0石210	1.0 不作無免	2石269	0石025 不作無免	定納 金方計 岩崎助左衛門、西郷頼雲 小原五郎左衛門
延宝3 1675	本 村 分 長 窪 分 小池新田	302石352 外 49石514 (当検地打減) 289石744 12石680 10石899	8.70 7.00 1.60	252石077 8石826 1石744	34石951 0石283	・従来の村高350.0石が、延宝3年の会 津藩に於ける領内総検地実施により、 49石5斗1升4合の打減をみた。 ・217石1斗2升6合 定納 金方計 金方計 1石4斗6升1合 定納 金方計
延宝4 1676	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	302石352 289石744 12石068 60石374 10石899	9.10 7.10 1.60 1.80	263石667 8石952 9石660 1石962		・免が9ツ1分という驚くべき高率とな る。 小原五郎左衛門 西郷頼雲 岩崎助左衛門
延宝5 1677	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石068 60石374 10石898	8.80 7.10 1.60 1.80	254石975 8石952 9石660 1石962	35石984 0石201 0石249	218石9斗9升1合 定納 金方計 9石4斗5升7合 定納 金方計 1石7斗1升3合 定納 金方計
延宝6 1678	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石068 60石374 10石899	8.90 7.10 1.80 1.50	257石872 8石952 10石867 1石635		金方 西郷頼母 金方 日向三郎衛門 金方 岩崎助左衛門 金方
延宝8 1679	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.60 6.80 1.60 1.50	249石180 8石573 9石660 1石635	28石857	220石3斗2升3合 金方 金方 金方 西郷頼母 金方
天和元 1681	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.45 6.10 1.40 1.50	244石834 7石691 8石452 1石635	24石191 0石223 0石105	220石6斗4升3合 金方 7石4斗6升8合 金方 8石3斗4升7合 金方 金方
天和2 1682	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.50 6.10 1.60 1.60	246石282 7石691 9石660 1石744		金方 山田武兵衛 金方 小原内近 金方 西郷頼母 金方
天和3 1683	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.35 5.80 1.80 1.60	241石936 7石313 10石867 1石744		金方 赤羽市右衛門 金方 山田武兵衛 金方 西郷頼母 金方
貞享元 1684	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.35 5.60 2.00 1.70	241石936 7石060 12石074 1石853		金方 井深平左衛門 金方 赤羽市右衛門 金方 金方 山田武兵衛
貞享2 1685	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.35 5.30 2.00 1.70	241石936 6石682 12石075 1石853		金方 樋口十郎右衛門 金方 井深平左衛門 金方 赤羽市右衛門 金方
貞享3 1686	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.45 5.30 2.00 1.80	244石836 6石682 12石075 1石962		金方 樋口十郎右衛門 金方 井深平左衛門 金方 赤羽市右衛門 金方
貞享4 1687	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.45 5.30 2.10 1.80	244石834 6石682 12石697 1石962		金方 樋口十右衛門 金方 井深平左衛門 金方 金方

年 度	区 分	村 高	免(租率)	年 貢 高	不作引	備 考
元禄元 1688	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	8.50 5.50 2.20 1.80	246石282 6石934 13石282 1石962		金方 金方 金方 小野田助之進 左江戸 樋口十右衛門 井深平左衛門
元禄2 1689	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.00 4.40 2.40 1.90	202石821 5石548 14石490 2石071		米方74石607 米方 3石328 金方 金方 金方128石214 金方 2石203
元禄3 1690	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.10 4.40 2.40 1.90	205石718 5石548 14石490 2石071		米方99石977 米方 3石318 金方 金方 金方105石741 金方 2石203
元禄4 1691	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.40 4.55 2.40 1.90	214石411 5石737 14石490 2石071		米方104石202 米方 3石431 金方 金方 金方110石209 金方 2石306
元禄5 1692	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.35 4.45 2.30 1.90	212石962 5石611 13石886 2石071	0石218 0石222	米方103石498 5石3斗9升3合が定納 残13石6斗6升5合定納 金方 金方109石464 内米方3.128金方 2.255
元禄6 1693	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.40 5.50 2.40 1.90	214石411 5石737 14石490 2石071		米方104石22 米方 3石431 金方 金方 金方110石209 金方 2石306
元禄7 1694	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.50 4.50 2.40 2.00	217石308 5石674 14石490 2石180		米方105石610 米方 3石393 金方 金方 金方111石698 金方 2石281
元禄9 1696	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.40 4.40 2.40 2.00	214石411 5石548 14石490 2石180		米方104石202 米方 3石319 金方 金方 金方110石209 金方 2石229
元禄10 1697	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.50 4.50 2.50 2.00	217石308 5石674 15石094 2石180		米方105石630 米方 3石393 金方 金方 金方111石698 金方 2石281
元禄11 1698	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.40 4.55 2.50 2.00	214石411 5石737 15石094 2石380		米方104石202 米方 3石431 金方 金方 金方110石209 金方 2石306
元禄12 1699	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	289石744 12石608 60石374 10石899	7.40 4.50 2.50 2.00	214石411 5石674 15石094 2石180		米方104石202 米方 3石393 金方 金方 金方110石209 金方 2石281
元禄14 1701	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	287石862 12石608 60石374 10石899	7.45 4.25 2.50 2.00	214石457 5石358 15石094 2石180		米方103石503 米方 3石205 金方 金方 金方110石954 金方 2石153
元禄15 1702	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	287石862 12石608 60石374 10石899	7.45 4.25 2.50 2.00	214石457 5石358 15石094 2石180		米方103石503 米方 3石205 金方 金方 金方110石954 金方 2石153
元禄16 1703	本 村 分 長 窪 分 新 田 小池新田	288石354 12石608 60石374 10石899	7.45 4.25 2.70 2.20	214石824 5石358 10石307 2石398		米方103石503 米方 3石205 金方 金方 金方111石321 金方 2石153

内百四拾四石貳斗五合 田高
 取米 百九石五斗九升五合 但七ツ六分
 内七斗九升八合 当不作引
 残 百八石七斗九升八合 定納
 内七石三斗七升九合 金方
 百五拾九石貳斗壹升七合 畠高
 取金 五拾七兩錢六百九拾三文
 但壹石ニ壹貫百七文 此銀貳拾三匁
 拾六石四斗壹升九合 長窪分
 内九石壹斗六升八合 田高
 取米 四石三斗九合 但四ツ七分
 七石貳斗五升壹合 畠高
 取金 壹兩貳分錢六百七拾三文
 但壹石ニ付七百三拾文
 此銀拾五匁三粉六厘
 高九拾七石五斗五合 新田
 取三拾三石壹斗五升貳合 但三ツ四分
 内 四石壹斗四升四合 米方
 貳拾九石八合 金方
 高拾石八斗九升九合 小池伝吉開 新田
 取四石五斗七升八合 但四ツ二分
 内五斗七升貳合 米方

四石六合 金方
 高貳拾四石八斗貳升九合 新田
 取六石九斗五升貳合 但貳ツ八分
 内 八斗六升九合 米方
 六石八升三合 金方
 右之通十二月廿日以前可令皆濟者也
 享保元年申十一月廿日
 長坂平左衛門 印
 成田源兵衛 印
 山崎勝藏 印
 諏訪伊助 印
 肝煎百姓中
 ○享保二年反畝取り法実施後の免定
 河沼郡藤村当納定
 高三百拾九石八斗四升壹合 本田
 内三百三石四斗貳升貳合 本村分
 内百四拾四石貳斗五合 田高
 此反畝 拾壺町九反三畝拾五歩
 取米 百拾三石壹升五合
 内八斗六升七合 当不作引
 残 百拾貳石壹斗四升八合 定納
 内七石三斗七升九合 金方

此内

上田 三町壹反七畝拾歩

取米 三拾五石六斗三升六合

但 壹反ニ壹石壹斗貳升三合

中田 三町七反拾六歩

取米 三拾六石四斗貳升三合

但 壹反ニ九斗八升三合

下田 五町拾九歩

取米 四拾石九斗五升六合

但 壹反ニ八斗壹升

内 八斗六升七合 当作引

残 四拾石八升九合 定納

百五拾九石貳斗壹升七合 畑高

取金 六拾三兩三分錢貳百九拾壹文

但 壹石ニ壹貫百七拾壹文

此銀 貳拾五匁六粉七厘

拾六石四斗壹升九合 長窪分

内 九石壹斗六升八合 田高

此反畝 八反拾歩 取米 四石五斗壹升九合

此内 上田 壹反壹畝拾歩 取米 七斗三升壹合

但 壹反ニ六斗四升五合

中田 壹反六畝壹歩 取米 九斗七升三合

但 壹反ニ六斗七合

下田 五反貳畝拾九歩 取米貳石八斗壹升貳合

但 壹反ニ五斗三升壹合

七石貳斗五升壹合

取金 壹兩三分 銀六百四拾七文

但 壹石ニ七百九拾四文

此銀 拾七兩四分

高九拾七石五斗五合

新田

取 三拾三石壹斗五升貳合 但三ツ四分成

内 八石貳斗八升八合 米方

内 貳拾四石八斗六升四合 金方

高拾石八斗九升九合 小池伝吉開新田

取 三石九斗貳升四合 但三ツ六分成

内 九斗八升壹合 米方

内 貳石九斗四升三合 金方

高貳拾四石八斗貳升九合 新田

取 五石九斗五升九合 但貳ツ四分成

内 壹石四斗八升九合 米方

内 四石四斗七升 金方

右之通十二月廿日以前可皆濟者也

享保三年戌十一月廿日

長坂平左衛門 印

江戸詰ニ付無加印

成田源兵衛

印

諏訪伊助

印

肝煎百姓中

これによると、この反畝取り法は藤の場合には、本田田高のみが対象となり、畑高及び新田（小池新田を含む）は、従来の免掛の徴収方法が踏襲されていたことになる。藤の本村分の田高は当時一四四石二斗五合でこの面積は一町九反三畝一五歩あったのだが、この田は上田三町一反七畝八歩、中田三町七反一六歩、下田五町一九歩に分けられ、この上・中・下の地質の段階に応じてそれぞれ、一反につき上田一石一斗二升三合、中田九斗八升三合、下田八斗一升の割合で年貢高が算出されている。即ち上田の取米は三五石六斗三升六合、中田の取米は三六石四斗二升三合、下田の取米は四〇石九斗五升六合で合計高一二三石一升五合の年貢高が算出されるが、下田に不作引八斗六升七合があつてこの額が免除されているので、実際の賦課額は一二石一斗四升八合となったのが、反畝取り法の藤の場合であつた。

この結果、藤本村の場合は、田高年貢は新法実施前の一〇八石七斗九升八合より実施後は一二石一斗四升八合と三石四斗五升の増石となり、畠高でさえ約六両余の増課となつていて、実質的に反畝取りの新法は藤農民の生活を圧迫したものと考えられる。反畝取り

の新法は藩の実質的な収納増となり、藩をして府庫を富ましめたものとはいえ、農民にとっては収奪強化のなにもでもなく、藤の場合もまた例外ではなかったことになる。

営々としてつちかつてきた農民の蓄えが、このような新法のもとで収奪を重ねられては、農民より批判の声が湧きあがるのは当然であつたために、この新法も享保七年（一七二二）に至つて廃止され同十年より従来の免掛に復されている。さらに享保十四年（一七二九）には藩としても全領地に定免制を施行している。

藤の場合、この定免制は享保十三年より実施されている。享保十三年より三か年定免が六ツ九分五厘、同十六年より三か年定免、同十九年より三か年定免もまた同率の六ツ九分五厘を課せられることになった。なお、藤の免相は従来本村と長窪分・新田分に区分して課せられたのが、享保十二年（一七二七）よりは本村分を上藤分と下藤分に二分している（享保十二年藤村免定）。そして、下藤は村高一七三石一斗四升一合につき免六ツ九分五厘がかけられ、年貢高は一二〇石三斗三升三合となり、この内米方として五六石二斗七升八合、金方として六四石五升五合の納入を命じられている。上藤では村高一二九石五斗三升六合で免六ツ三分五厘となり、下藤よりも免相はやや低かつたことになる。この年貢高は八二石二斗五升五合となり、これを米方三九石四斗三升七合、金方四二石八斗一升八合として納入を課せられている。

藤の村勢 享保年度における藤の村勢はどうであつたろうか。斎

藤文書の古記録によってそれを述べてみよう。享保三戌年（一七一八）の藤の戸数は一〇六軒、人口は五七六人であった。このうち男子は二九五入、女子二八一人となっていて村勢はかなりさかんであったが、寛政年間には、享保年間に比べてかなり減退をみせて、全戸数は六四軒となり、四軒の空屋・一二軒の空屋敷・一八軒の無跡が生じている（『寛政六年寅二月藤村耕作分限帳』）。この合計は九七軒となつて、享保三年の一〇六軒とは合致していないが、ほぼ享保期の戸数や人口をとおした村勢のさかんさが想像し得る。

藤の鋳座 享保中には藤に鋳座が創設されている。創設者は中村久左衛門久義という鍛冶師であるという（『藤村誌』）。助義は、研究に精を盡し、会津一円にその名を得る程の良品を製造したのであるがその鉄の材料は通常の小鍛冶の錬鉄とは異つて、「水火土」という砂鉄のままで製造する方法であつたと伝えている。

その方法の概要は、深さ約三尺の穴を鑿ち、其底をもって水流を便にならしめてから木材を横たえ、その上に砂を敷く。その上に壤土を敷き、さらに砂を敷く。これを数回繰返して累積する。最後に表面を凹状にしてここに炭火を施して製造するといわれている。この「水火土」の拵えかたがまずいと只一度の使用で再使用はできなかったという。それほどにこの「水火土」の加減はむずかしかつたらしい。

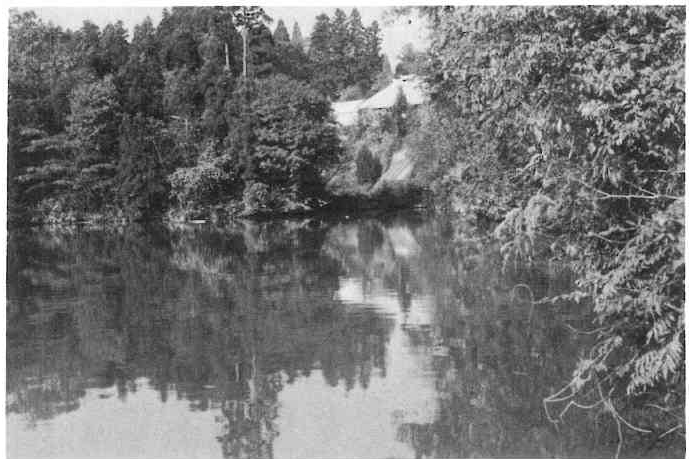
この藤の鋳座で製造された鋳は極めて優れていたという。たとえば他の錬鉄で製した鋳が二年程度の耐用度であつたのに対して、こ

の鋳座で製造された鋳は三年使用後でさえ、なおかつ優れたはたらきを持つていたといわれるくらいであった。

この鋳座の製造所では多量の燃料が必要であつたわけだが、鋳座運営のために会津藩では藤部落に対し必要な燃料確保を約し、藩の御囲山（専ら藩の使用にあてる林）を銀目山（村へ下付した山をさす）として払下げているほどであつた（後述藤の銀目山参照）。

（三）藤の銀目山

現在、藤には約五〇〇ヘクタールに及ぶ広大な山林があるが、これらの大部分が幕藩時代に部落林・個人林として所持されたものが明治初年の山林制度再編成の際にもその一部が国有林編入を免がれて、それぞれに幕藩時代の踏襲が保証されたからである。



藤の鋳座跡（今は水没している）

ところで、なぜ藩政時代にこのような広大な山林が藤部落と部落民の所有に帰するようになったか、当時の山林制度にふれながらその経緯を明らかにしてみよう。

会津藩における山林制度は、大別して、藩有林と民有林になり、林政上はさらに次のように分類されている『会津若松史』所収より抜萃）。

一、藩有林

① 御林 藩の手に直轄される山林の総称であり、明治以降は国有林に編入された。

② 御囲山 藩用に供する御林であるが、寛政年間に至りこれ以外に郷村に定めた御囲山がある。藤の民有林や個人林はもとは大部分がこの御囲山であったわけである。

③ 用水林山 水源涵養を目的とした林で、草木一切の伐採を禁止している。

④ 御計松林 御用木山といい、公私不時の需要に応ずるためまたは木材需要の将来を考えて、民有地内に植栽・実時をさせている。純然たる藩有林ではない。

⑤ 松御林 寛永二十年（一六四三）後の松御林は官民いずれの地であっても、松の稚苗が自然発生した場所を監督保護の手を加えたものである。

⑥ 守前山 自然発生の稚松（吹出松）を守立て、成林とな

った際に地元で払い下げを受けることを条件に御林に編入するものである。保護上の便から生じたものである。

⑦ 内山・外山 藩用以外はみだりに伐採しないのが内山、領民の請願により立木の払い下げ、下渡しをする山林が外山となる。

⑧ 銀目山 寛政九年（一七九七）九月に山林制度を改めて必要欠くべからざる山を御囲山とした。この際、外山は民有として下付し、銀目を以て徴税したのでこの名称があった。しかし、享和二年（一八〇二）になり、施行後わずか四年で一部を除いて旧制度に復した。

⑨ 部分ケ林 御林内に藩の許可を得て植樹し、成林後伐採の際、二公八民ないし、五公五民に収益を分けるものである。

⑩ 御止山 松茸・湿地茸などの生ずる御林で領民の入ることを厳禁した山をいう。

二、民有林

社寺有・公有・共有・個人有があるが、これらの民有林野は明治八年（一八七五）あやまって官有林に編入されたもののがかなり存在したという。

① 地下持林 村有の総称で、一村の共有あるいは村々の入会のものがある。

② 守前林 宝暦四年（一七五四）山林繁茂を目的として、野山に限らず野地・空地などに吹出松を守立てた時は、松の厚薄により、二分の一より三分の二までを永久地下林として下付したものである。

③ 銀目山 寛政の転法により純然たる民有に帰した山林で後享和二年（一八〇二）に至り旧制度に復したが会津五六組のうち、野沢・山三郷・原・安積・猪苗代東西両組はそのまま民有に止まったものである。

④ 村囲山 郷村で不時の用材に備えるための山林である。

⑤ 自分山 百姓持山・抱山・持山など、地方によりその名称は異なるが、いずれも純然たる個人所有の山林である。

以上が会津藩政期における山林制度の概要であるが、会津藩の林政の中心は漆木を筆頭とした松・杉類等の植林撫育であることは周知の通りで、保科氏入部以来、用材不足に悩んだ藩では植林事業と山林の管理には心を配り、前述のような山林の区分をしてまで目的を達しようとしている。植林事業の一例としては、文化・文政期と弘化期の造林事業があげられるが、藤の場合もこの時期に会津藩か

ら民有林として下付され、大いに植え立てを進めてきたようである。

藤の部落が編入されていた野沢組では文政八年（一八二五）より天保七年（一八三六）の七年間にわたって、組下村数四十二か村、家数一、二四〇軒の農民を総動員して、不時の災難を防ぐために、大植林事業を継続して実施した。一軒宛二二〇本の植え立てであってその植え立て総数は実に三二五、五〇〇本を数えたといわれるが、藤の場合には当時の戸数六九戸で合計一五、二〇〇本に及ぶ杉苗を植えている（西会津町杉木覚）。文久三年の『藤村高分限帳』にも「一村不時囲」用として、この一五、二〇〇本の記録がみられる。

この数は野沢組四二か村の村数の中でも、最高上野尻村（当時九二軒）二三、〇〇〇本の植え立て数に次いで第二位の位置を占めており、藤の山林の広さと、先人の努力とが偲ばれてならない。

今、西会津町にある『杉木の覚』によれば、

「一、右の杉木の義は野沢組百姓共、公私不時用の為、文政八四年より天保二卯年まで七年の間、書夜丹精を尽し、余計な働きもって植置候条、春秋の入手を怠らず、減木は植え継ぎ、後年一村不時難儀の節は、村分を伐採してこれをしのぎ、代木を植えるべき事一、金百両、右は盛木入用のため、御代官に備え候条、年々の利金十五両をもって、守人の手当を始め、繁茂方実用の外は、決して他に用うべからざる事。右の条々村々の肝煎・地頭・小百姓に至るまで永久に相守るべきものなり」

との意が述べられている。以て当時の植林行政の一端と農民の考え

労苦などがうかがえることになろうか。

藤の『斎藤文書』によると、文化十二年の『御請書之事』には、

「御・田・山之内雑木入用につき」「野・山・御・田・願出候儀」「村方火難等の為、柴倉・横向二ヶ所斧留に被成下」「斧留ニ被成下候二ヶ所大木ニ相成、外・山・江御振替被成度田」

の文言がみえたり、同十三年に、長窪の鋤頭・小八・佐五右衛門の

兩名が鋤方御役場へ提出した口上書『乍恐以口上書奉願候』には、

「今度藤村御林不残鋤方御役場江御引渡ニ罷成候ニ付」

さらには、弘化四年かと思われる『乍恐御請奉差上候』にも、

「当村御林之儀、先年鋤座出来候節、銀目山被仰付候場所」

などの文言がみられるところからも、藤の山林が銀目山として民有林に帰した時期は古くは享保年間より、文化・文政期を頂点とし、弘化・嘉永期に及んだ期間になるであろう。

藤の鋤座が創設されたのは享保年間らしいことは前述したが、鋤座の鍛冶師中村義右衛門が藤村役人宛に文化十二年（一八一六）三月に鋤座に必要な鍛冶炭や灰藁等に関係して村方と一札を取り交わしているのを左に示しておく（読み下し文にして便に供する）。

一、藤村銀目杉山の歩役・銀役に相成候ほど、元金四拾両を産物

役所へ相廻し、右利金にて永々銀納に相成り、役場新山に相成り候間、村々話の上、役銀は勿論、杉山の儀はおの故障の儀これなく候。

一、村方にて不時難等これある節のため、松山の内二か所程は御座出役を置き、且また建替張りなど常々入用の分は、手廻りの場所にて墨印を打ち、無代にて渡し候。

一、村方焼置の分、炭焼き出し跡、根置無代にて相渡し候。

一、役所にて相用ひ候用水堰普請の節は、村中割付に相成り、人足にて二間分（二軒分）差し出すべく候。

一、鋤打ち立て入用大□□の分これあり候へば、役場持山より取り候へ共、見通しの物これなき候節は、村中持林の内より、

□人壺人にて壺か年に三本位の割を以て貰い取る也。

一、鋤打ち立て入用灰藁の儀、壺か年に千五百束かひ候処、村中より其の欠け相買わざる様の節は、□□□古木買ひ村に居り候値段にて買い上げ候。

一、赤土の儀、□□其の外、品々□□ひ候故、田畑の趣は、相成らざる場所より運賃銭相渡し候故、後日に至り開発の隙り等申し間敷候。尤少々五□坪の儀にて相成る程の儀はこれなく候。右の通り相違これなく候。念の為一札相渡し申し候。

文化十二乙亥年三月

中村義右衛門

藤村役人中

銀目山については前述したが、寛政九年（一七九七）に漆・杉・栢などの植栽地を除いた残りの山を郷村に下げ渡し、歩役（山年貢）を

課すことにより、郷村における植林造成が促進することを期待したのであり、藩内山林の繁茂を志向してなされたこの制度を寛政の転法とも称している。しかしこの新法も藩の期待に反して、郷村における濫伐等が進行するという事態を惹起するのみか、過重な歩役銀の負担を厭って銀目山の返上を申し出た村方さえあって、かなりの難航がみられたという。

そのため、この寛政の転法(銀目山制度)も五年後の享和二年(一八〇二)には、従来の林制に復し、この新法を撤廃しているほどであるが、野沢・山三郷・原・安積・猪苗代東西両組の六組は濫伐の傾向が比較的少なかったため、新旧いずれの方法を取ってもよいとされ、この組においては、この銀目山制度を踏襲して民有林に止まったのである。

従って、現在の藤部落の所持する広大な部落林の発祥は、この銀目山制度に基づくのであるが、藤の場合にはこの歩役銀を納入するために村方より四十両の基金を産物役所(文化七年(一八一〇)藩が国産物の生産を奨励するために設置した役所)へ預入、その利子を以て毎年充当したことは前記の中村義右衛門の一札でも明らかである。『杉木の覚』でも明らかのように、文化・文政年間における野沢組の植林事業の活発さは、当然、藤の部落にも同様の姿が見られ、藩有林の下付による造林事業が活発に進められていった。次の文書は藩有林下付の際の藤村の請書であるが、どのような契約のもとになされたのか参考に読み下し文にしてみる。

御請書之事

一、御囲山(藩有林)の内、雑木入用に付き下し置かされ候節は、選伐仕り候向きは、松の木吹き出し(天然の松の稚苗の発生をさす)遅れ候間、御差図の場所にて引き受け、小柴迄も伐り払い候よう仰付けられ承知仕り候。

一、野山御囲いに願ひ候儀、松木御植立来たされ候共、田障りの外故障^{しづ}申し間敷候。且つ御囲山の儀はすべて是れ迄御役所御掟の通り仰付けられ承知仕り候。

一、御役場御用水に相成り候川上にて入用御座候共、不用水は流候様に仕る可く候。

一、鍛冶屋御入用赤土并石等、田畑のほかは御定の場所にてお取りなさるべく候。

一、葦灰御用ひなされ候分、御差支^せえの節は、村中萱軒にて大凡拾五束ツ、お買い上げなされたき段承知仕候。伐銭の儀近郷の例にて御渡し下し置かれたく候。

一、鍛冶・焼出鋤の運送など何によらず御役場より金銭の御払いに相成り候分は少分に候共残らず村方に仰せ付けられ下さるべく候。若しまた不都合の儀申上げ他村へ仰せ付けられ候共、差支えの筋申し上げ間敷候。

一、村方火難などのため、柴倉・横向二か所斧留^{おろ}ニ成し下され建替繕ひの入用の分は手遅れの場所にて無代にて下し置く候等、且つ斧留に成し下され候二か所、大木に相成り、外山にお振り

藩が藤村に御林（藩有林）を払い下げたのは、藩内山林の繁茂をめざしたのであるが、当時は植林事業と並行して自然発生の稚樹を育成するのが常例であった。例えば松林の育成などはこれに依ることが多く、通例自然発生の稚松を吹出松と称していたのであるが、この稚樹発生が容易でなかった場合もあり、藤の場合でも、藩から下付された銀目山に一向に吹出松が発芽しないために、藩から視察されたり、言い訳を申し立てるのに苦心している様相が記録に残っている（藤『斎藤文書』）。

なお、杉・松にならんで漆樹植栽もさかんであり、御役木四千二百六十八本を含めて、藤の村民が有した漆木数は一万四千六百五十二本の多さに及んでいる。実に一万本余の漆木が藤の村民の手によって自主的に植栽されたのである。

また、桐樹三百五本が「一村不時圃」用として、いわば村の共有林として植え立てられているのもめずらしい（文久三年『藤村高分限帳』）。

幕末期の藤の村況（文久3年野沢組藤村高分限帳による）

番号	名前	配符高	耕作高	本田	新田	内證	有漆木	役漆木	家族
肝煎	斎藤 辰之助	64石886	59石822	56石000	3石822		240	73.2	20
	作左衛門	10石088	10石760	8石822	1石938	下ノ上	310	121.2	5
	茂左衛門	8石420	9石870	5石941	3石926	下ノ上	279	69.9	6
	仁吉	7石721	0石49	0石49	0石000	無位	264	102.1	2
	治五七	7石503	6石951	4石501	2石54	下ノ下	316	144.7	9
	武右衛門	5石367	7石083	5石822	1石261	下ノ下	233	105.7	6
	六左衛門	6石311	10石516	8石703	1石813	下ノ中	316	82.0	11
	六右衛門	6石380	6石322			下ノ下	248	87.8	4
	鉄太郎	3石548	3石599	3石391	0石28	下ノ下	237	71.2	6
	勘右衛門	8石737	0石567			下ノ下	279	128.5	4
	辰右衛門	7石406	11石253	7石295	3石960	下ノ中	324	82.3	5
	常右衛門	11石503	10石728	8石734	1石994	下ノ上	351	128.9	8
	吉左衛門	13石382	10石675	6石774	3石893	下ノ中	543	102.2	4
	徳左衛門	5石643	5石920	4石418	1石502	下ノ下	216	83.5	5
	宇右衛門	6石084	4石222	2石728	1石492	下ノ下	169	57.4	4
	金助	7石474	8石564	6石742	1石822	下ノ上	392	119.0	12
	助左衛門	9石768	7石362	5石027	2石305	下ノ下	296	103.4	3
	徳右衛門	6石798	8石894	5石857	3石307	下ノ下	296	73.3	5
	重藏	8石154	3石284	2石317	0石963	下ノ下	413	141.5	5
	惣左衛門	6石529	8石278	5石388	2石890	下ノ上	336	70.0	6
老百姓	谷五郎	6石290	7石499	6石382	1石117	下ノ下	302	99.2	9
	鈴木伊兵衛	6石786	2石786	0石786	2石000	下ノ下	335	100.0	4
	伝三郎	4石429	8石658	6石725	1石933	下ノ上	302	68.7	5
	新太郎	5石432	2石093	1石516	0石577	下ノ下	337	84.6	3
	金藏	3石910	3石370			下ノ下	100	80.6	3
	嘉六	4石583	4石546	1石487	3石059	下ノ下	144	33.0	10
	伊左衛門	5石195	3石767	1石726	2石041	下ノ下			4
	太兵衛	4石762	4石602	1石003	3石599	下ノ下	133	29.0	5
	大七	4石688	4石396	1石540	2石856	下ノ下	122	29.4	8
	亀藏	3石873	3石542	1石676	1石866	下ノ下	155	25.2	3
	金右衛門	4石244	4石047	2石354	1石693	下ノ下	62	56.6	3
	佐五右衛門	3石683	3石476	1石850	1石626	下ノ下	50	25.6	5
	甚助	4石471	8石298	4石324	3石969	下ノ下	162	27.7	9
	利左衛門	8石545	1石923	0石358	1石565	下ノ下	112	123.1	5
組頭	長窪								
	長窪								
	長窪								
	長窪								
	長窪								

第1節 只見川流域

番 号	名 前	配 符 高	耕 作 高	本 田	新 田	内 證	有漆木	役漆木	家族
老百姓	勘 左 衛 門	8石312	7石528	2石228	5石300	下ノ上	270	31.7	8
	勇 右 衛 門	7石073	7石559	2石024	5石535	下ノ下	325	86.2	4
	卯 之 吉	6石656	1石516	0石703	0石833	下ノ下	159	72.0	2
	直 右 衛 門	7石431	7石431	4石659	2石772	中ノ下	251	41.5	8
	佐 左 衛 門	6石586	5石618	3石268	2石450	下ノ中	275	74.9	9
	善 右 衛 門	5石738	6石858	4石047	2石811	下ノ上	170	55.3	5
	弥次右衛門	5石075	4石923	3石440	1石683	下ノ下	240	57.5	5
	源 三 郎	5石844	4石904	3石126	1石778	下ノ下	224	58.0	6
	重 三 郎	7石664	10石052	5石013	5石037	中ノ下	265	77.5	4
	義 右 衛 門	6石388	8石626	4石948	3石778	下ノ上	216	40.5	4
	長 右 衛 門	9石558	7石459	4石978	2石481	下ノ上	208	64.8	4
	源 右 衛 門	9石771	9石843	6石250	3石593	下ノ下	235	69.6	5
	孫 右 衛 門	7石534	5石477	3石000	2石477	下ノ下	203	59.9	6
	佐治右衛門	5石517	1石749	1石271	0石478	下ノ下	197	56.0	5
	新 三 郎	11石198	9石285	7石240	2石045	下ノ下	299	87.5	9
	嘉 吉	5石902	1石140	0石601	0石539	下ノ下	114	48.6	2
	平 右 衛 門	8石443	7石670	5石599	2石071	下ノ上	261	54.2	5
	右 左 衛 門	8石608	4石078	4石078	3石940	下ノ上	210	46.8	6
	五 右 衛 門	6石763	6石539	4石665	2石274	下ノ上	274	67	6
	清 左 衛 門	10石320	12石585	3石036	9石549	中ノ下	368	84	7
	伝 助	10石500	9石428	5石202	44石06	下ノ上	298	61.9	7
	元 作	8石114	8石209	4石521	3石688	中ノ下	240	47.7	7
	儀 左 衛 門	6石667	1石384	0石699	0石683	下ノ下	259	62.7	5
	次郎左衛門	6石813	7石381	2石241	5石146	下ノ下	352	71	5
	彦太郎後家	4石286	0石258	旧屋敷分本田計		無 位	112	30	1
	惣 八	7石098	0石147	同 上		無 位	213	73	1
	伝 内	4石207	0石116	同 上		無 位			2
	庄 吉	2石810				無 位			1
無 跡	作 兵 衛	5石496		但 本 田 計					
無 跡	新 九 郎	5石297							
無 跡	庄 之 助	4石728							
無 跡	與 市	2石948							
無 跡	上 藏	5石556							
無 跡	新 藏	3石121							
無 跡	定 右 衛 門	5石127							
無 跡	赤城入作分	1石298							
無 跡	継 座	1石191							
	南青木村善龍寺 末山、曹洞宗 恵田山真光寺 雄 道	1石330	1石330 但屋敷本田計	客殿 5 間 梁行 7 間半 薬師堂 1 つ 但 2 間四面					

352人 内168人男 184人女 去酉2月有人

348人 内168人男 180人女 当戌2月有人 但去状4人減

202人 内 93人男 109人女 歟取働之者

① 1人 肝 煎
2人 地 頭
7人 老百姓
1人 寺

② 家 61軒 去酉有家
内1軒 雪禿減
残60軒 当戌在家
内1軒 肝 煎
2軒 地 頭
1軒 寺
56軒 建百姓

③ 15人 内11人男 4人女 売人

此給金 37兩1分

1人 男 御国夫丸

此給金 2兩1分

5人 撰 人

小松平八郎様 治郎左衛門

明 弥源次郎様 小兵衛

石川左津記録 伊勢松

小川東太郎様 松五郎

赤羽 孝吾様 佐 吉

- ④ 42匹 去酉有馬
38匹 当戌2月
- ⑤ 高514石3斗6升1合 本田新田
内4斗3升2合 去酉畠傾増
此反別 81町2反24歩
外3畝歩去酉畠傾減
1. 97石4斗1升9合 当毛引
外2斗1升 去丙
残416石9斗4升2合
145石8斗8升1合 本田
此反別12町5畝2歩
131石4斗9升7合 本畑
此反別24町9反8畝28歩
× 277石3斗7升8合
139石5斗6升4合 新田
此反別22町3反6畝9歩
1. 37町4畝18歩 本田
分ケ
12町5畝2歩 田方
上田 3町1反2畝9歩
分米 43石7斗2升2合
中田 3町9反7畝29歩
分米 50石1斗4升3合
下田 4町9反5畝12歩
分米 52石1升6合
24町9反8畝28歩 畑方
上畑 8町6畝4歩
分米 56石4斗2升9合
中畑 7町5反3畝13歩
分米 42石1斗9升2合
下畑 9町3反9畝13歩
分米 32石8斗7升6合
22町3反6畝9分 新田
分ケ
8町6反4畝29歩 田方
分米 90石8斗2升1合 但下田計
13町7反1畝10歩 畑方
3反5畝11歩
分米 1石9斗8升4合
下畑 13町3反5畝27歩
分米 46石7斗5升7合
- ⑥ 14,652本 有漆木
4,268本5分 御役木
42盃6合8勺5才 漆御役
但 酉年ヨリ子迄4年歩蟬御用捨
183貫545匁 御役蟬
89貫638匁 御年貢蟬
但 酉年ヨリ子迄4年御用捨
59貫759匁 大買蟬
但 酉年ヨリ子迄4年歩蟬御用捨
34貫148匁 小買蟬
但 右同断
- ⑦ 299俵6升6合 御年貢米
55両2分式 御年貢金
1両2朱400文 糠藁(ぬかわら)

- 2分721文 綿 役
7貫840文 足前銭
銀19両1分2厘 山 役
1両 御種子口金リ
大豆 1俵1斗9合 山御年貢
- ⑧ 産業之儀者 炭薪坂下市場へ持出申候
杉 15,200本 1村不時困
桐 305本 右同断 桐
- ⑨ 鎮 守
御稗神社 上野尻村神主
1ヶ所 清野熊登 但修覆
薬 師 1ヶ所
- ⑩ 養水堰 8ヶ所
1ヶ所 身賀尻堰 1ヶ所 川前堰
1ヶ所 大田堰 1ヶ所 杉倉堰
1ヶ所 自山堂堰 1ヶ所 沢田堰
1ヶ所 向大田堰 1ヶ所 森沢堰
堤 5ヶ所
1ヶ所 坂下堤 建100間 横20間
此水下 7町3反2畝28歩
分 米 81石1斗3升7合
2町3反18歩 大田堰水下
5町2畝10歩 身賀尻堰水下
1ヶ所 神之助堤 建135間 横25間
此水下 8町1反9畝10歩
分 米 86石8斗6升2合
2町3反2歩 川前堰水下
1町5反40歩 向大田堰下
4町3反8畝28歩 杉倉堰下
1ヶ所 沢田堤 建20間 横13間
此水上 7反8畝28歩
分 米 9石4斗6升1合 沢田堰1ヶ所
1ヶ所 白山堂堤 建18間 横12間
此水下 5反13歩
分 米 9石8斗8升8合 白山堂堰1ヶ所
1ヶ所 森沢堤 建40間 横14間
此水下 7反27歩
分 米 9石2斗7升2合 諏訪堰1ヶ所
外 6町6反6畝18歩 天水田
分米 69石9斗9升3合
- ⑪ 城四郎館跡有
⑫ 横渡小船1艘
⑬ 藤村紙すき
2分 嘉 六
2分 太 七
2分 甚 助

右者、当戌紙漉人別申上候

肝 煎 印

(四) 近代の藤

明治七年（一八七四）の藤の村勢は戸数六十四戸、人口四〇七人の税地として、田反別二十一町七反七畝四歩、畑反別四十町七反八畝十四歩、荒田畑反別十八町六反五畝七歩、総計反別八十一町二反二十五歩、総石高五一四石三斗六升一合とあるが、明治八年改正後の村勢は大要次の如くであった。

「新検反別

田反別 三拾壹町六畝廿四歩
 畑反別 四拾六町六反五畝廿八歩
 宅地反別 六町壹反九畝廿九歩
 年季荒田畑反別 四町四反六畝廿五歩
 山林反別 六拾町七反七畝廿四歩
 林反別 八町貳反貳畝五歩
 柴山反別 壹町五反九畝九歩
 草野反別 七町九反三畝廿四歩
 藪地反別 壹町三畝五歩
 墓地反別 七反六畝廿四歩
 堂宇反別 貳畝拾六歩
 社地反別 貳反七畝七歩

総計反別 百六拾九町貳畝拾歩」

尚、明治八年の貢租の改正は、藤の場合、明治七年の国税金六三二円五一錢四厘（此米一九九石一斗、此金六三一円一錢四厘、築税

金一円五十錢）、県税金七十一錢二厘（大工税金二錢、壁塗税金二錢、石匠税金六錢、畳職税金四錢、木挽税金二錢、桶結匠税金二錢、鍛治工税金七錢六厘、紙漉匠税金七錢五厘、山手税金二十八錢）総計六三三円二十二錢六厘であったのに対して、改正後の明治八年の貢租は国税金三七七円九四錢四厘となり、前貢租に比較して二五三円七錢の減額をみている。また、戸数人口については、明治九年（一八七六）に六十三戸、四〇七人（男二〇九人・女一九八人）となっており、他に馬四十八頭を飼育していた。主要物産としては、左記の表のような状態にあった。

藤村物産調表（明治10年）

品	名	
糯	米	129 石 6 斗 1 升
粳	米	266 石 6 斗 3 升
大	麦	54 石 6 斗
小	麦	44 石 8 斗
大	豆	74 石 4 斗
	黍	4 斗 2 升
	粟	46 石 9 斗
	稗	7 石 6 斗
蕎	麦	102 石
実	綿	220 斤
楮	皮	1,450 斤
生	蠶	140 斤
葉	煙草	2,080 斤
菜	種	4 石 8 斗
人	蔘	920 斤
	紙	80 束（中判紙1束 500 枚）

民業としては皆農事に従事していたが、余業として、大工・壁塗（かべぬり）鋸匠（こびき）桶工（おけや）鉄工（かじや）が各一名、石工（いしきり）葺匠（やねふき）が各二名従事していたという（『藤村誌』）。

明治十六年には、藤村として、藤・朝立・大沢の三か村が合併されて、この戸長役場が柳津に置かれていた。さらに明治十七年には福島県令三島通庸の強権により会津三万道路開設工事が施行された。所謂、米沢街道・越後街道・日光街道の工事であるが、藤部落に大きな影響を与えたのは、この越後街道の改修工事であった。従来、幕藩体制時代には、越後街道は交通で記したように脇街道であった。ところが、三万道路改修によって、藤部落を経て藤峠を越え野沢に通ずるこの脇街道が本街道に改変され、大規模な道路工事が進められた。藤峠の改修はかなりに難工事であって、負傷者が戸板に乘せられたこともあったと伝えられている。当時の工事は工事区域を限定して、これを「丁場」と称したが、藤部落に「岩丁場」とか、「三番丁場」とか称される地名が存するのは、この三万道路改修工事の名残りといえるだろう。

当時、藤村の戸長であった斎藤久次氏は村民の中心となつてこの改修工事に参加し、藤村民より一、五〇〇円の有志寄付の外に、個人として一五〇円の補助出金をなした程であるが、改修工事終了後は「内国通運会社継立所」の申請をなし、その許可を得て「陸運物貨継立所」を経営している。今、同家にある当時の資料によると、この継立所は、その名称を「藤駅通運会社」とか「藤駅継立出張所」「福島県坂下駅組合駅伝取締藤村出張所」などといい、かなりの繁昌を示したという。この改修工事で藤橋が架橋され、さらには軽井沢銀山の再掘と隆盛にともない、坂下・野沢方部と軽井沢銀山との

運輸にこの継立所が大ききはたらきをなしたことは、古老のよく物語るところであるが、実際に斎藤氏宅には、軽井沢銀山に転送した荷物の種別を示す貴重な荷札が保存されていて、当時の様相を偲び得るのである。今なお、区民が同家を会社と呼ぶのはこれを由来するものと言える。

青年夜学会と自彊会 これに先立ち、明治十五年（一八八二）藤青年夜学会が発足した。当時は民家を借りて毎夜読書する程度であったが、藤自彊会の発足（明治二十九年、一八九六）とその充実に併ない、その運営等も拡充深化していったといわれている。明治三十年、当時には青年夜学会会員約三十名を擁していたが、学力差が甚しく教育が難しかったといわれるが、これは藤部落に限らず、当時のこの地方の通例であったといえよう。教育内容としては、読み・書き・そろばん等、簡易実用的なものを主としており、利息算・相場算・書簡文・修身等が隔夜講じられた。同三十九年になると内容は一段と充実に、修身・読書・作文・農業・算術等が講ぜられ、週二回、一夜四時間の学習となってきた。当時の藤小学校教師小山三郎は藤青年の育成に力を入れ、この講師また企画運営に大いに寄与したといわれる。

一方、一般青年層の風俗善導を意図して、明治二十九年二月には「自彊会」が結成されている。明治期に於ける藤部落の根底にある文化運動・生活改善運動の母胎として二つの運動体、「藤青年夜学会」「藤自彊会」の活動をおいて藤の近代発展は考えられない程に

「藤目疆会」の活動はめざましいものがあった。

発足当時の部落の風潮は、『藤目疆会事業一班』によるとその動機として、

「創立以前は人情軽薄奢侈に流れ、賭博芝居等盛んに行なわれ、之が為に産を破り風俗を害したること甚だしきによる」とあることから推しはかれよう。同会は「藤同窓会」の名称で発

足し、明治三十五年迄を第一期の活動、同三十六年より四十一年迄を第二期事業活動期、明治四十二年以降を第三期事業活動期として消極的方面・積極的方面とに分けて、悪習の根絶、生活上の諸改善道路保全・植林・開墾・預貯金・農業改善・諸視察による見聞向上等、各方面にわたって実績をあげた。明治四十二年には新潟県知事をつとめた清棲伯爵の命名により「藤目疆会」と改めている。

(五) 藤分校の発足

現在の柳津小学校藤分校の発足は、それまで東松小学校へ通学したのを、藤分教場として独立する願書を提出したことから始まっている。明治十年八月七日、第十四区藤村総代として斎藤久次・中村義七郎・斎藤彦一・渡部常太郎・長谷川徳次郎等の提出した第十四区副区長阿部秀正宛の『小学校分教場願』の中には、

「東松本校ノ如キハ、該村ヲ距テ二十四丁ニシテ山川隔絶、道路凸凹ニ候ヘハ、風雪中ニ至レハ来往相絶シ小兒ノ輩甚難渋セリ」として(傍点筆者)、藤の真光寺を借り受けて東松学校の分教場を設け、教師には藤村居住の中村久三郎を以て授業生雇として教育に当

たらせたい旨を願ひ出て、同日直ちに許可されている。また、本来は東松小学校建築資金として藤村で拠出することになっていた、金六〇〇円也の寄付金も藤分教場建築資金に繰替えすることも東松村の同意を得て、後に明治十年(一八七七)五月に福島県権令山吉盛典により許可されたので、藤分教場の新設の運びとなったのである。なお、真光寺内の以前は中村義七郎(歟座をしていた居宅)に仮分校があったのだが、明治十四年(一八八一)中に再度福島県令宛に真光寺境内に三畝九歩の校地を借り受け、分教場を新築する旨の願書を提出しようやくその許可を得て新設したのである。この新築のために金額にして四六六円五九銭三厘、寄付者は斎藤久次(二十五円寄付)を始めとして五十四名を数えている。

(六) 藤の築魚場

明治十四年ごろより藤では字六百苅、字川前などに築魚場を設けて只見川の鮭・鱒・鮎・その他雑魚類を捕魚している。六百苅の築魚場は四間(但半瀬)に五十間の規模で鮎二千尾、鱒百匹程度で代価約八十四円を見込んで七十円の費用を投じて築魚場を建設した。また、川前では、四間に三十五間の築魚場を建設し鮎二、五〇〇尾、鱒一〇〇尾程度の捕魚を見込んで八十円の費用を投じたようである。

当時の築魚場での捕魚は明治十三年以降十九年迄は年毎の入札による許可制であったから、藤の場合でも次のような調書を河沼郡長宛に提出している。

明治十五年一月

川漁場調

河沼郡藤村

只見川筋字六百苅帳 四間(朱書) 半瀬 但五拾間位

一、築場 沓ヶ所 藤村民有地

右者当村内当十五年度ニ於テ、漁場ニ適當スル見込三ヶ所取調罷在候処、書面之通りニ有之、尤水利堤防等ノ障礙一切無之候、依テ別紙絵図面相添及御届候也

藤村惣代

笠間辰太郎

明治十五年一月十二日

斎藤万太郎

戸長 斎藤 久次

河沼郡長 吉成為保殿

字六百苅

ところで、実際に築漁場で捕魚した量・金額はどの程度のものであったのであろうか。この字六百苅の築漁場で明治二十二年度における記録に次のようにみえる。

「字六百苅築場 幅五間 長さ百二十間

鮭 七貫匁 二円八十銭

鱒 三十五貫匁 五円二十五銭

鮎 三千十八尾 六十円十八銭

雑魚 二十五貫五百匁 三円八十二銭五厘」

また、築漁場運営のために船一艘(三間一尺)を建造している。

これら藤の築漁場も戦後の只見川筋の発電所建設に伴ない、鮭・鱒類の遡上も姿を消し、他の築漁場であった、和泉・野老沢・麻生の諸築漁場とともに永遠にその風物詩を楽しむことはなくなってしまう。

(㊦) 民有地引直願の却下と藤新道改修

明治十二年(一八七九)に藤新道が改修されている。藤から椿へかけての道路は塩峯峠のところに馬道とその下に新道とがあったが、新道の里程は馬道の三分の一程度ですむところに加えて「馬道ノ所ハ大難所ニテ其間ノ峠三ヶ所所有之、往来ノ輩甚々難渋……」であるので「右新道依テ幅九尺ニ修繕成シ候得ハ牛馬無之滞道路相成」



藤新道のおもかげ

として、藤村だけで現在の藤新道の修繕を「村中意気込ミニテ」半分は成しとげたのである。しかし、残る半分の道路は、「嶮岩ニテ自村計ニテ相及兼候ニ付」他の隣村、大沼郡方面の諸村の力を借りて是非新道改修を完成したい旨を時の河沼郡長に願ひ出ている（『藤村通路修繕之願』）。

その結果、該新道は明治十二年・十三年にわたって改修され、現在の藤新道の基盤を作った。後に笠間恵氏がこの新道を独力で再改修されておられる。昭和二十年（一九四五）のことである。藤村民の着実さ、笠間恵氏の深き郷土愛と誠実さは高く評価されねばなるまい。人間の歴史とはこのような道路の一隅にも昔時の人々の汗と愛との結晶があるということを銘記して、次の歩みをたどることなのではなからうか。

藤の共有林については前述したとおりである。ただし、藤の場合でも明治十一年の山野改正の際に改租一時徴収の報を信じてその租税負担の過重となることを恐れて官有地として必要の節は、

「其時ニ方リ出願許可ヲ得ハ欠乏ノ患ナカルヘシト固陋ノ山民納租ノ窮困ヲ憂ヒ既往実績ヲ顧リミス将来ヲ慮ルノ念ナク成績慣行ニ拘ハラス大略官有ニ編入シ進達仕……」（斎藤文書『官有地民有地引キ直シ願』）。

としてしまったのである。

ところが、

「明治十五年会津地方六郡車道御開発ニ相成、当藤村ハ其線路ニ

沿ヒタルノ故ヲ以テ右工費金千五百円寄付可致旨数々御説諭ヲ蒙リ、固ヨリ貧窮ノ村民ナリト誰モ御説諭之次第モ有之右金額寄付候。右金額上納ニ差迫リ村内一同殆ント困難之場合ニ至リ……」

（斎藤文書『官有地民有地引キ直シ願』）。

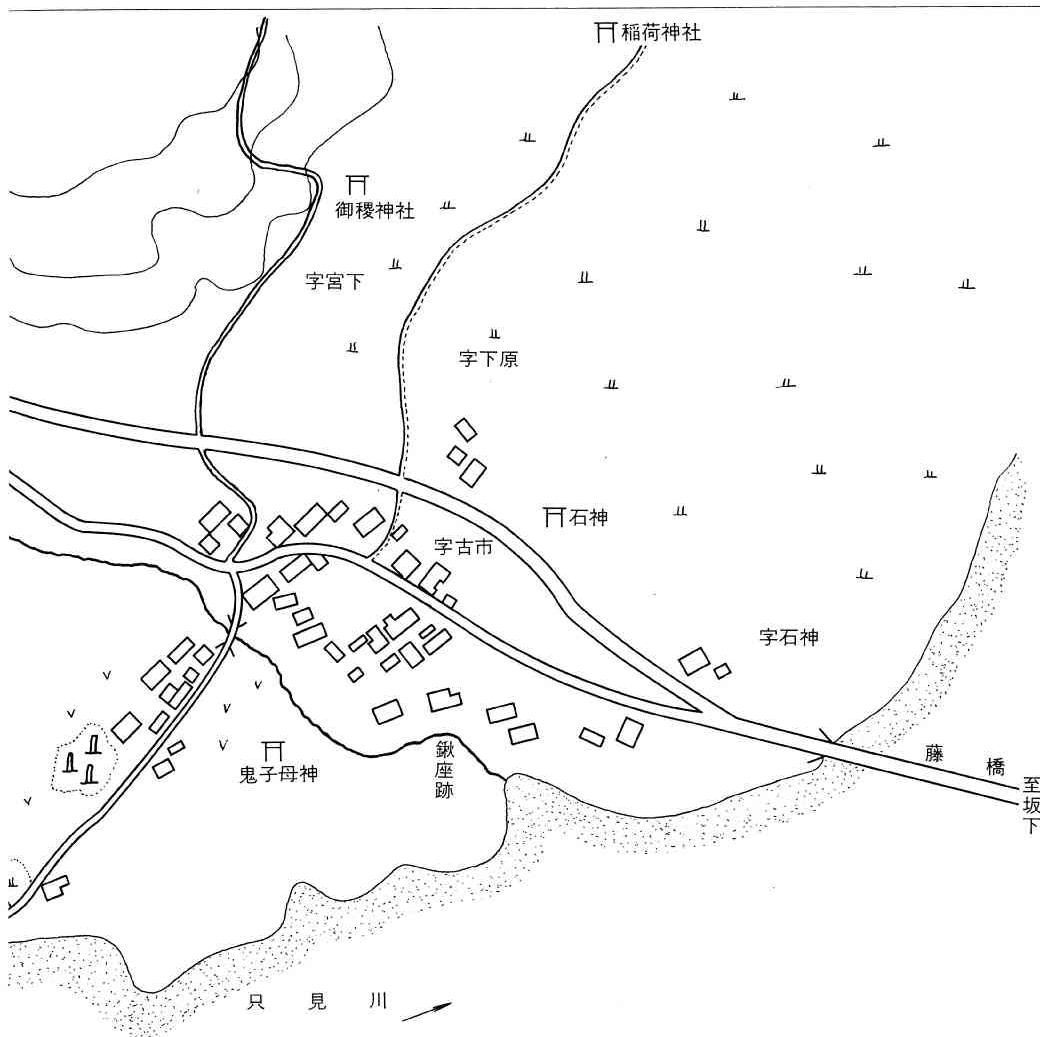
藤の村民は挙げて各地方に出稼ぎしてこの工事に従事し、右金額千五百円を上納したのである。したがって官有林再払い下げのことも協議できぬままにすぎているうちに、官有林へは自由に出入り出来ず従来の民有時の慣行は、官により無視蹂躪されることになってしまった。例えば用材の払い下げなど容易に出来ると期待したことなど、官では全然顧りみなかったのである。『官有地民有地ニ引キ直シ願』は、そういう事態に立ち至った藤の村民が、「驚愕悔悟スルモ其詮ナキナリ」としながらも、「将来何ニ抛ランカ進退之レ谷ルノ場合ニ立至」って、是非共、かつて民有地であった官有地を再度民有地に戻して欲しいという切々たる藤村民一同の願いであったのである。明治十九年九月、時の福島県知事たる折田平内宛のこの願書も、明治二十年一月十七日付で、「書面願之趣難聞届候事」としてあえなく一蹴されただけであった。

（六）現代の藤

明治・大正・昭和にかけて藤の集落は、その独自の自彊会運動にみられるように堅実な農村として発展し、山村地帯にあっては比較的に富裕な村の位置にあった。人蔘栽培やその加工などは、かつては藤にとって大きな収入源となっていた。

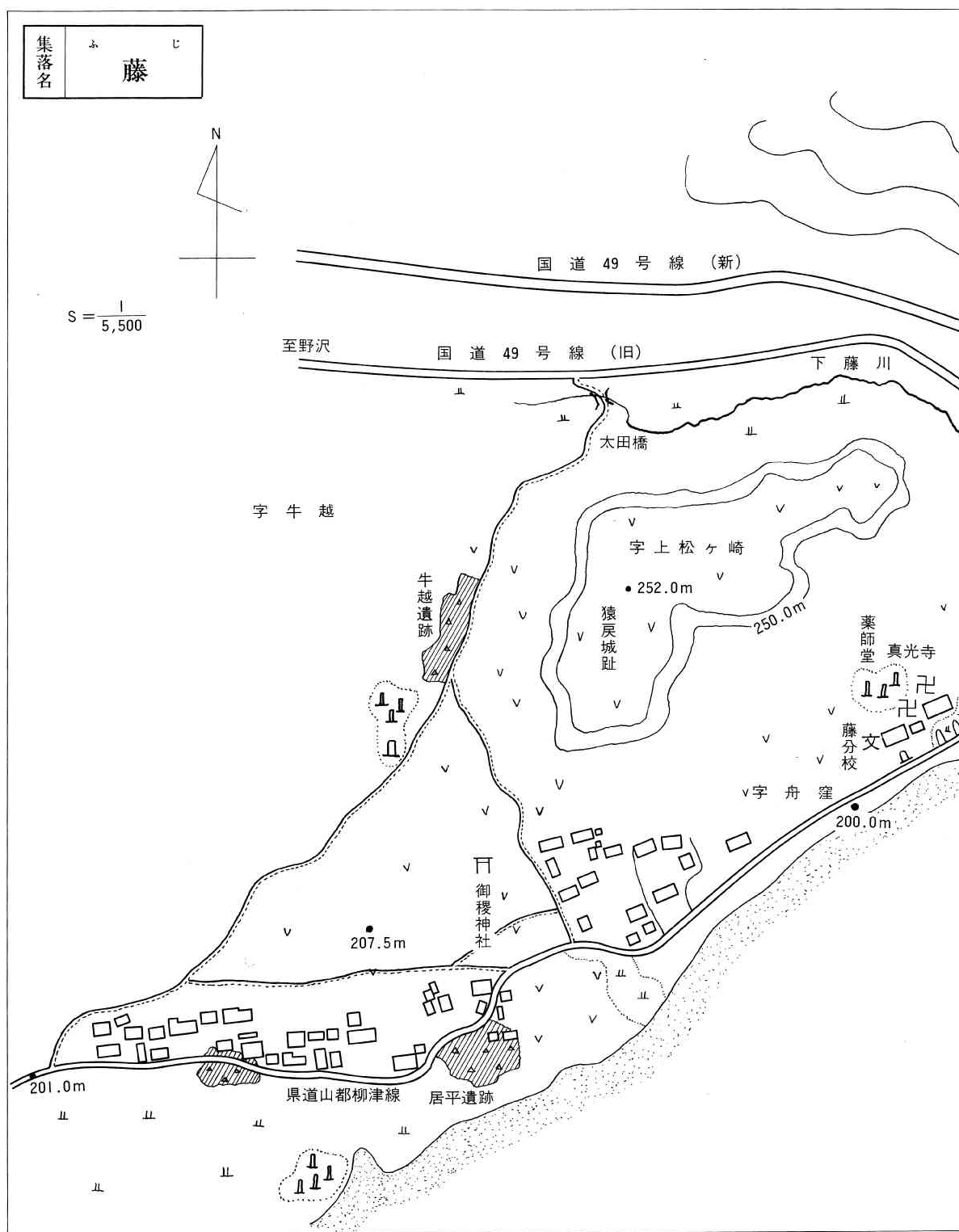
戦後は水田経営とともに、葉煙草栽培が農家経営のなかで大きなウェイトを占めている。特に、ここ数年来、藤での葉煙草栽培の上昇ぶりはめざましい。また、昭和二十八年（一九五三）の片門発電

所建設によるダム湛水のために大牧の集落は下藤地区に移転をみているし、国道四十九号線の改修・藤橋架橋などによって、下藤方面の集落の様相は一変している。



戸数 58戸 人口 (男 144名 女 162名)

(上 藤)		(中 藤)		(下 藤)	
長谷川	5戸	鈴木	4戸	渡部	4戸
斎藤	1戸	桑原	1戸	長谷川	2戸
小滝	1戸	笠間	1戸	斎藤	12戸
新井田	4戸	長谷川	7戸	内川	1戸
笠間	5戸			鈴木	4戸
佐藤	1戸			猪野	1戸
坂上	1戸				



二、八坂野・金子平

八坂野

(一) 下中沢遺跡

八坂野の古代人の足跡は柳津町のなかでも比較的古い年代に属している。その最も古い遺跡が八坂野の集落の北西に当たる宝遺跡である。この遺跡は、現在は

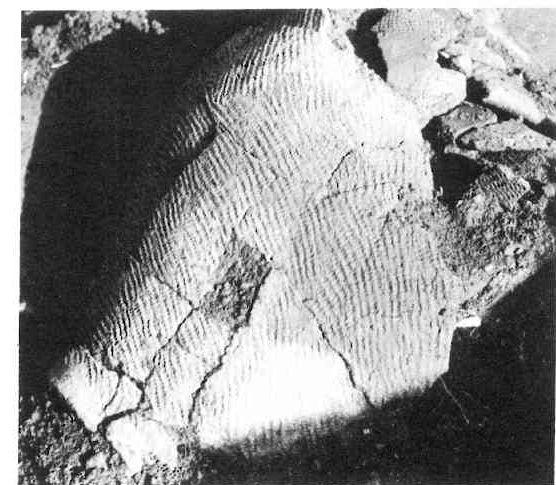


八坂野集落の遠望

農業改善事業の結果開田されてその様相が明確でないが、ほぼ縄文中期の遺跡とみられる土器片が採取されている。この宝遺跡と同じ丘陵台地上に上中沢遺跡がある。

さらに、この一段下の台地、即ち只見川河岸の国道二五二号線、国鉄只見線のおおる段丘上には昭和四十四年に発掘された下中沢遺跡がある。古代の八坂野を物語る貴重な遺跡であった

宝遺跡及び上中沢遺跡は、農業改善事業の推進のもとにその様相を明らかにしないうちに、広大な水田地帯と化してしまったが、幸いにして



下中沢遺跡（八坂野）出土の土器

下中沢遺跡は、縄文中期初頭から後期後半の年代に及ぶ遺跡であろうとみられる。この遺跡の特徴は発掘A地点よりは複式炉址の発見と、D地点よりの敷石住居址の発見、埋甕遺構と思われるものの発見、C地点よりの土隅の腹部の発見がなされたことと、A・B・C地点より多量の土器片を採取したことである。石器類は石斧が二点下中沢遺跡より只見川にかかる急崖より発見されたが、遺跡発掘中には遺跡よりの発見はなかった。石鏃類は発掘以前はこの地域一帯

発掘調査の結果、現在までにまとめたことを大要すれば次のようである。

から数多く採取されたが、発掘時にはほとんど見当たらなかったことなどであろう。

発掘された複式炉は内田伊佐雄氏の努力により、現在埋蔵とともに補修復元され、町体育館正面玄関ホールに保存されている。吾々はそのに古代人の息吹きを感じとることができる。

(二) 藩政時代の八坂野

八坂野の集落の発祥は明らかでないし、村名のいわれもはっきりしない。しかし、集落周辺が広大な野原であること、只見川河岸段丘にあって坂があることから八坂野の地名が生まれたものであろうか。文禄三年（一五九四）に蒲生氏郷が領内検地を実施したさに八坂野は、稲川郡高目録の項に、

「下 矢坂野、百廿五石七斗八升、町久太夫」

と記載されている。つまり、八坂野ではなくて矢坂野と記述されているが、村名の発音としては同一である。この時期に八坂野は、町（野）久太夫の知行地であったわけである。

藩政時代に八坂野の村高は、文禄三年の一・二五石七斗八升から、寛文五年（一六六五）の一・五九石四斗二升七合、年不詳の二・五三石九斗一升八合と増高になっていて、人口・戸数などは、寛文五年には五十七人・九軒、年不詳で一四六人・三十三軒、文化六年（一八〇九）には二十一軒と変移している。

藩政時代の八坂野は牛沢組に属し、そのうち山郷（柳津郷）十八か村といわれた七折坂下の柳津郷に属していた。このころには国道二

五二線沿いに人家はほとんどなかったらしいが、鳥渡沢（上流を河原沢という）近くに御殿場という地名が残っていることから、なんらかの建物があつたらしいとの言い伝えもある。

寛文五年（一六六五）の『牛沢組郷村万改帳』には、八坂野は文禄検地の記述と同じく村名が矢坂野と表記されていて、次のようにその村勢大要が記載されている。

矢坂野村 若松ヨリ戌亥ノ方行程三十五里

此村南北五十間東西一町家居山際一纏ニ在リ 北エ一町程隔テ若松ヨリ柳津エノ海道アリ 村ノ謂不詳

家九軒 竈十三 男三十八人 女十九人 馬三疋 年々増減アリ
田方二町二反六畝二十六步 内二反六畝土色砂交ノ黒真土 七反土色砂交ノ赤真土 一町三反二十六步土色黒野土 一町一反一畝下ノ中 一町一反五畝二十六步下ノ下 並ミ下ノ下畠方二十一町七反四步 内二町土色砂交ノ黒真土 七町土色小石交リノ黒野土 十二町七反四步黒野土 五町一反五畝歩下ノ中 十六町五反五畝四歩下ノ下 並ミ下ノ下

一、早稲少 糯稻少 晚稻中 大麦 大麦 大豆 小豆 粟 稗 蕎麦 黍 大角豆 油荳 胡麻 タバコ 菜大根

一、高百五拾九石四斗二升四合 内百五十七石九斗七升三合本田 一石四斗五升一合新田 此取三十二石三斗一升八合 免二ツ二厘七毛一拂七味

年貢

一、金拾兩二分銀十三匁一分四厘 年々増減アリ

内大豆五石二斗 油荳三斗二升ニテ納年々増減アリ

小役

一、金一分銀四匁五粉三厘六毛五き杷 綿役

一、金一分銀九匁五粉七厘八き杷 糠菓

一、錢四貫百八文 是前

一、金壹分銀七匁 山役

一、錢三百五十文 松葉杷きイ

一、三百三十九本 役漆木此漆三盆三合九タ納ル

一、七貫百十九匁御役蠟四貫七百四十六匁大買蠟 此代銀十一匁

三粉九厘被下之

二貫七百十二匁小買蠟此代金一分銀五匁六粉九厘六毛被下之

右ノ外蠟余リ次第相場蠟ニ指上ル 金壹兩ニ付キ上蠟七貫三

百目ノ値段ニ金子被下之ヲ蠟ノ位段々三百目下り漆実多在之

年ハ大概代金五兩程ノ積リ 最モ年々増減アリ

一、桑アリ少蚕養ス 但金二分程ニ売ル 年々増減アリ

一、此村之宮薪ヲ伐商売ス

一、栗・柿・梨・李・胡桃

社

八幡宮旧趾 村ヨリ辰ノ方二十六間ニ在リ 開基ノ由来年号

不知 社壇ナシ 何ノ頃ヨリ怠顛ス云カ不明 社ノ地方二間

桜アリ

熊野権現山神ニ社旧跡 村ノ東二十六間ニ在リ開基不知社ナ

シ 何ノ頃ヨリ怠顛スト云カ不明 社ノ地東西四間南北十間

杉在リ

大明神宮旧跡 村ヨリ東六町四十間ニアリ開基不知 社壇ナ

シ 何ノ頃ヨリ怠顛ス云カ不明 社ノ地東西二十六間南北十

六間 柏一本在リ

山

矢坂野村南ニアリ 麓ヨリ頂ニ至テ二十五丈 周リ十里 南

北エ長ク東西エ短頂上ヲ袖山ト云 此山所在ノ草木禽獸ハ萱

独活 蕨 ゼンマイ トリアシ 蓬 桔梗 女郎花 松多

栗 檜 柳 桜 ツツジ 岩柴 山ツケ 楓 山鳥 目ジロ

アヲジ 鳩 狐 兎

堰堀

村ヨリ南二町半ヲ流ル 田方八反ノ為養水ト 村東ヲ小沢流

若松ヨリ柳津エノ海道ヲヨコキッテアガノ河エ落ル 此処ニ

小橋アリ トット沢橋ト云。

このような寛文期の八坂野村は年不詳であるが、次のように村勢の進展をみている(『牛沢組村高目録』)。村名も八坂野となっている。

八坂野村

肝煎 幸吉

高式百五拾三石九斗壹升八合 本田 新田
免 三ツ五厘

田 四拾三石三斗壹升 此反畝三町六反三畝七步

畑 百壹石六斗 此反畝式拾町四反六畝廿八歩

高 百九石八合 新田

人数 百四拾六人 内八拾三人男 六拾三人女

家数 三拾貳軒 但三拾五竈 馬拾五疋 内八疋駒

一、綿役 金壹分 銀貳匁八分三厘八毛

一、糠藁役 金貳分 銀八匁六分貳厘六毛

一、足前錢 二貫七百六拾八匁

一、山役 金壹分 銀七匁

一、漆木 二百三十九本

一、漆目 三盃三合九夕

一、蠟目 拾四貫五百七拾七匁

内 七貫百拾九匁 御年貢

四貫七百四十六匁 大買蠟

貳貫七百拾八匁 小買蠟

八坂野村

このように、村勢の進展をみた八坂野村も天明の大飢饉後は村勢の衰退を示し、文化六年（一八〇九）になると、かつては三十三軒三十五竈に及んだ戸数も二十二軒となり、約三分の一の戸数が減少

している。『新編会津風土記』には次のように記述されている。

・八坂野村 府城の西に当り行程五里十八丁 家数貳拾壹軒 東西二町二十間 南北一町三十間 山中にあり四方田圃なり。東九町三十六間朝立村の界に至る。其村まで十二町余 西四町細越村の界に至る、其村まで九町二十間、南は細越村の山に連なり界域分ちがたし。北四町十八間野沢組藤村に界ひ、只見川を限とす。又丑寅の方六町計柳津道の側に家居一軒あり、御殿場と云、只見川の南岸にて地形稍高く山水の眺望殊に佳なり。

・山川 袖山 村南十三町計にあり 大中曾祢・小中曾祢とて二峯並峙ち 高二十五丈計 南は細越村の山に連る。

・只見川 村北六町にあり 細越村の境内より来り 東に流るること十七町計 平井の界に入る。

・鳥渡沢 上流を河原沢と云 村東六町計にあり、大野新村村の山中より屈曲數回 大抵北に流れて只見川に入る 広七間計。

・関梁 橋 村より丑寅の方四町計 柳津道にあり、鳥渡沢に架す。長七間 幅二間 勾欄あり

・神社 御稷神社 境内東西十五間 南北二十間免除地 村南六町計にあり 鎮座の初詳ならず 鳥居拝殿あり 塔寺村戸内信濃が司なり。（相殿四座）△八幡宮 本村より移せり △熊野宮 △山神 △明神 同上
。褒善 忠義者三次 寛政十二年米を與て賞せり。

この記述によると、御殿場と称する景勝の地に家が一軒あったことになるが、寛文期にはその記述がないことから、おそらくこの御殿場の家はそれ以後に建てられたものと考えられる。また、古老の話によるとこの御殿場の家は会津藩主や代参使者の休憩地とされたことからこの名称を生じたといわれている。

寛文期に既に旧跡となっていた八幡宮・熊野宮・山ノ神・大明神は、おそらく御稷神社創建の際に合祀されたと考えられる。

(三) 柳津との山入会争い

八坂野の山はかなり広いが、風土記にも「西四町細越村の山に連なり界域分ちがたし」とあるように山の村界が不分明さがままあったようである。

こういう境界の不分明さや入会地の権利をめぐる他村とのいわゆる山論、山争いがよくおこり、享保年間には八坂野と柳津との間で山の入会権をめぐる争いがあった記録がみえる。

享保十七年（一七三二）のことである。この年八月九日に八坂野村の次左衛門と鉄左衛門の二名が大中曾根方面に山仕事に入ったところ、入相いさかの不分明なために柳津の者共に鎌を取り上げられてしまった。続いて十一日には反対に八坂野の理兵衛が柳津の佐五兵衛の鎌を取り上げたので、柳津からは藤七が使いとなってこの鎌を取り返しにきたが、八坂野ではその鎌を戻さない。十五日には八坂野から善衛門が使いになって先日さきの八坂野の鎌を返すようにかけ合ったが柳津でも返さない。ついに山出入になり、十八年の正月には柳津

から牛沢組郷頭の佐原半兵衛へ訴状が提出され、八坂野にも二月七日にその返答書を出すようにと郷頭の通知があり、事実審理にかけられることになった。

八坂野村では金左衛門がこの返答書の下書を作製し、坂下村の惣左衛門などにみせて補足した上に肝煎の五郎兵衛、地首の半十郎、老百姓の理兵衛など五名の者が郷頭のもとへこの返答書を届けた。

三月一日には郷頭佐原半兵衛より双方へのおたずねがあり、柳津からは肝煎吉左衛門、寺領肝煎小川孫八郎等九名が出頭し、八坂野村からは金左衛門が津川にいったために甚八が迎えに行き、五日になって肝煎五郎兵衛等七名が出頭した。まず柳津から訴状内容は明白との開陳があり、続いて八坂野からも存じよりの次第を残らず申し上げた。そうして半兵衛より口書を差し出すようにいわれて柳津村から口書が差し出されたが、八坂野からは差し出さなかった。

同年五月二十九日に双方の書付が代官に取りつかれ、十月二十三日に代官より出頭命令がだされた。二十四日には代官より審理がなされて、二十六日に郡役所御取上げの次第となった。

翌享保十九年（一七三四）三月十五日に御役所吟味となり、八坂野村が役所よりおしかりを受けた。また、柳津ではにせ證文を出し「八坂野村ハ虚言之申分無之様ニ」となってしまう。

ところが、八坂野村の金左衛門はこの時に会津藩士一ノ瀬直右衛門の仲間奉公をしていたが、一日おかれて十六日に役所に出頭して「其時金左衛門四拾貳年以前、柳津より取り候證文、郷頭を以指上

げ候えば、柳津以外御しかりニ合い」それ以後は何の沙汰もなかった。

同年七月に入ってから、入相山の検証のために「七月九日より御検地衆御出被成、同十二日迄山御改御座候而」ついに十二月四日に役所の裁断がなされた。これは御差書によって双方へ通知されたもので、次の内容で結着がつけられた。

八坂野村と柳津村山出入裁許之事

一、八坂野村ニ而申候ハ、先年百姓共及困窮候節、八坂野村本田新田之内三拾四石余柳津村寺領百姓式拾四方江定入作仕、山を茂致入逢^{まき}薪養等迄為取為山手と錢八百文宛柳津村より取之山御年貢ハ八坂野村より出候処、四拾六年以前松木過料之儀ニ付双方出入候故、隣村肝煎五人取扱之上上領分を踏分ケ證文取替候得共永代之貸山ニハ無之候。其上柳津村之者共我俣ニ山子をふやし大勢入逢、然中八坂野村養水堰川原沢と申所より揚来り候処柳津村之者共其堰之両縁をせせり養水の障りに成候間、此度山取返シ度よし申出候事。

一、柳津村ニ而申候は古来より隣村五ヶ村江致入作ニ候ニ付、小柳津、細越、八坂野三ヶ村ハ作場山統にて薪柴加く満馬草^ま養等双方入逢ニ仕、松木過料等迄出シ山相守候処、松木過料之儀ニ付出入にをよび隣村五ヶ所之肝煎取扱之上、山を踏分ケ證文取替シ山御年貢八百文宛いたし山自由致来り候。勿論入作高之儀

茂正徳年中御竿入出高有之、當時者本田新田共高三拾六石四升九合寺領百姓四拾五人ニ而致開作御年貢上納仕候、然所八坂野村より取取返可申段申上迷惑奉存候。且又八坂野村養水堰ハ助沢上ニ而両縁をせせり障リニ成候由申上候得共、此段ハ無之出場所少々麻畑を開き其内宜キ地方ハ本村ニ而御竿申請候節竿入可申と存差控罷有候由申候事。

右之通訴出候処、四拾六年以前及出入隣村之肝煎御扱山踏分ケ證文取替シ候由申候得共、是以内證之定其上證文不明ニ候得バ双方申分ケ不取上候。依之申付候者古来より八坂野村高之内柳津村入作高三拾六石四升九合ノ作子ハ八坂野村百姓同意ニ候故先規之通作子之分ハ八坂野村袖山江入逢ニ申付候。且山帳ニ茂柳津村より野手八百文宛出シ八坂野村領分袖山江入候と有之候上ハ、向後古来之通柳津むら寺領百姓之内八坂野むら作子之分八百文宛山手出シ八坂野村袖山江入可致自由候。勿論八坂野むらニ而茂先年之通入可申候事。

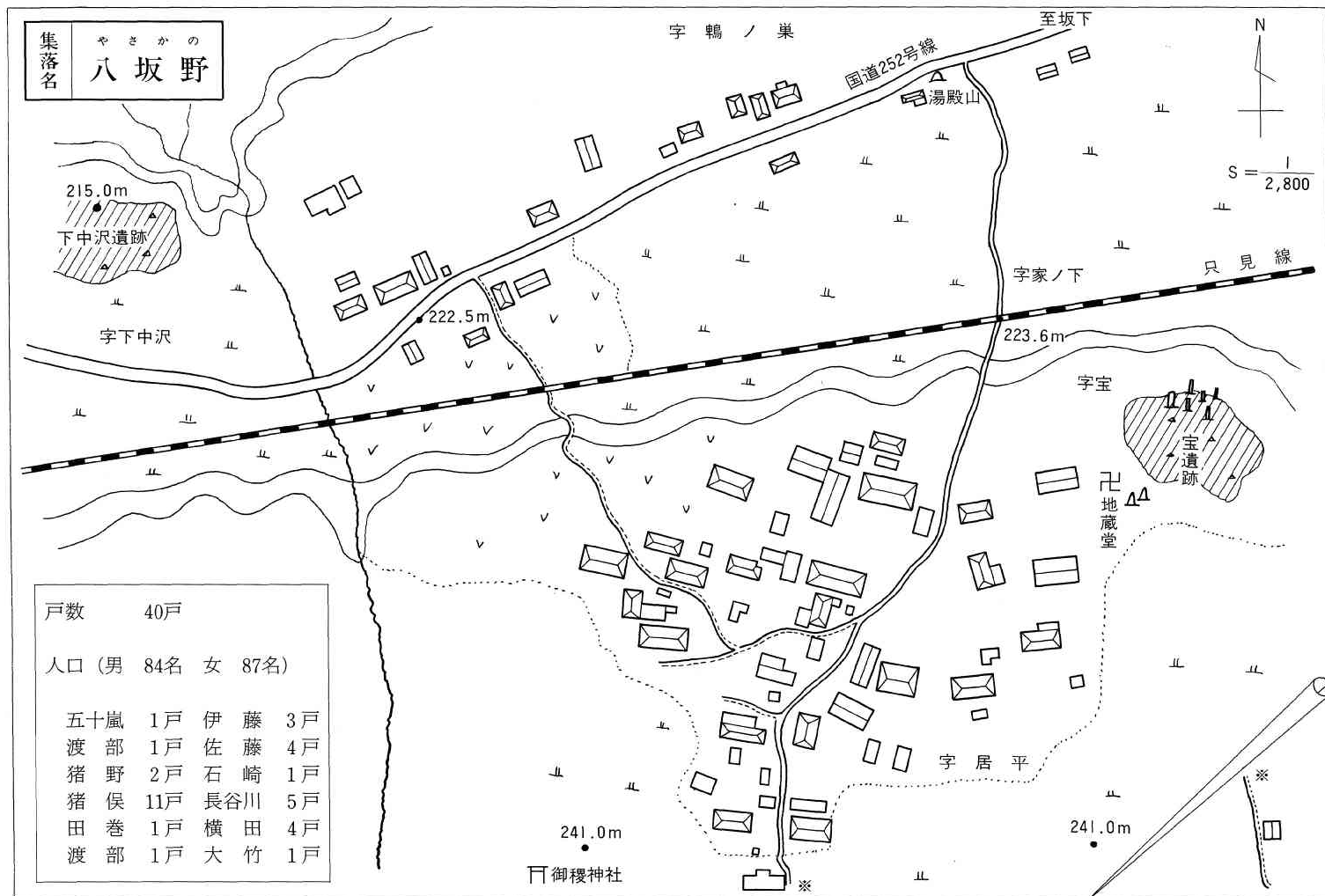
一、八坂野村ハ山元ニ候上ハ柳津作子之者ハ本村江無断麻畑一步之地たりとも新発決而いたす間敷事。

一、柳津村之ものども八坂野村入作致候寺領百姓之外ハ決而八坂野村領分袖山江入申間敷候事。

右之通双方屹度可相守者也

享保十九年甲寅十二月四日

郡役所



(四) 明治以降の変貌

明治八年（一八七五）八月十二日付で細越村・八坂野村の二村が合併した。明治十九年（一八八六）十二月三十一日現在の細八村の人口・戸数は二七三人・四五戸であった。ついで、この細八村は明治二十二年（一八八九）四月一日付で柳津村・大柳村との三村合併があつて柳津村となつた。さらに、大正十年（一九二一）五月一日付でこの柳津村と倉戸村・飯谷村の三村合併、昭和十七年（一九四二）五月二十日付の町制施行、昭和三十年三月三十一日付の柳津町と西山村との合併による柳津町の誕生など、そのときの動きによつて変転してきた。

明治以降、沼田街道（現国道二五二号線）の改修進展にともない、この道路ぞいに集落の発生がみられてきた。特に第二次大戦後に家数が増加し、昭和四十年代以降には戸数増加の傾向が著しい。昭和四十五年以降、国道二五二号線の近代舗装化が進んで八坂野では御殿場、鳥渡沢地区の従来の屈曲した道路が直線化されるとともに、幅員の拡張などにもない交通量の増加が目立つ。それとともに集落内の商店の増加、ドライブインの経営、中央からの工場進出としてのユニゲル工場設置など、国道沿いの変化がみられる。

一方、細越の項で述べたように昭和四十二年（一九六七）四月より実施された細越、八坂野地域の農業構造改善事業による開田作業・機械化・大型化農業の導入などによって、農業経営基盤に大きな変化をみせ、将来の八坂野集落の開花が期待される。今、八坂野地区

は未来への開花を求めつつ大きく前進しつつある。

金子平

金子平は大字細八に属し、明治以来官有地として松林になっていた。第二次大戦末期の食糧増産政策で、柳津国民学校児童の手によつてその一部が開墾され、ソバなどがつくられたが、戦後、海外引揚者や疎開者の入植によって、本格的に開拓されことになった。

このときの入植者の動向をみると、まず、昭和二十一年八月一日に国井美一氏が入植した。国井氏は南洋パラオ諸島のコロ町からの引揚者であつた。つづいて、翌二十二年には小林マン・小林東・鈴木重太郎・佐藤精二・宮本久三郎の五氏が入植して集落がつくられるようになった。二十三年猪俣敬治、二十四年新井田秀三、二十六年藤田義光、日下衛の諸氏が引続いて入植し、昭和二十六年には、戸数十戸の金子平集落に発展している。

会津盆地と柳津郷を境する標高三〇〇メートルの高地であり、地味もよくなく、その上交通が不便なために、これら入植者の苦勞は大変なものであつたといわれている。しかし、戦後の民主化、自作農創設維持と食糧増産、自給政策に励まされて、力を合わせて新しい村造りに取り組んできた。耕地は採草地を含めて一戸平均四ヘクタールと多く、主にタバコ・麦・豆類・陸稻・トウモロコシ・それに薬用人参も栽培していた。

昭和三十年七月十七日の大水害で、それまでの八坂野・金子平間

の道路が崩壊したが、新たに坂本への道路が昭和三十四年五月に完成し、小型自動車を通るようになった。しかし、この道路は折りからの高度経済成長政策のもと、出稼ぎと過疎への道ともなったといえる。

自動車で商品はどんどん運びこまれるが、開拓農家の収入は限られていた。冬季の炭焼きも大きな副業であったが、男の大半は出稼ぎに出ていくようになった。

テレビの普及し始まった昭和三十五年当時、まだランプ生活を余儀なくさせられていたことや、生徒の遠距離通学も父母の胸をいたませていた。町としては、これらの解決に努力し、季節分校の開設、寄宿舎の開設をはかり、電燈も（風車により）灯るようになったが、社会全体の文化水準の向上のなかで、独立した山頂部での生活はなんとしても不便であった。

また、収入の比重が賃労働にかかってくると、開拓農家としての自立より、仕事を求めて山を下る人々がでてくるのも、やむを得ないことであった。一般の農家も含めて、農業を取りまく情勢は、年々きびしくなっていた。

こうして、開拓農家の集落として成立した金子平部落は、廃村となった。最後まで残っていた長嶋常次氏が、八坂野地区へ移転したのは昭和四十八年三月であった。

この金子平の歴史は、開拓農民とその家族の苦闘の歴史であると共に、戦後史の貴重な証言を秘めているといえよう。

三、細越・根柄巻

細越

(一) 細越の発祥

細越の集落の発祥は明らかでないが、同集落の居平・宮ノ上・池ノ尻などの地域からは、かなりの土器片が掘り出されたというからこのあたりには古代人の足跡が早くからあったことがうなずかれる。

細越の鎮守である三島神社の周囲から採集された土器片は細片であり、正式発掘もなされていない現在では、その年代を明らかにし得ないが、ほぼ縄文中・後期の時期と推定される土器文様を呈している。



細越の集落

古老の中には、細越の元の集落は「原」というところであって落政時代の末期に現在の地に引越したのだという人がある。しかし、「原」が細越の集落全体の元の居住地だったとは断定しかねるいろいろな疑問が残る。例えば牛沢組村高目録には、

「家数三拾軒 三拾五竈 人数百四十七人 内八拾人男 六拾八人女」

の記録があるが、本村と端村の区別は記述されていない。また、寛文五年の牛沢組郷村方改帳にもその記述はない。「原」が元の細越本村であるそれほどの大村であったとすれば、当然細越の本村として記述がある筈なのに、そのことがないのは不審である。

ただし「原」（原屋敷）に集落があったのは事実である。この原屋敷については『新編会津風土記』には細越村の項に、

「又辰の方四町四十間余、山中に一区あり、原と云、家数三軒、東西二十七間 南北十九間、東三町十四間 八坂野村の界に至る」とあって、落政時代末期には家数三軒を数えるにすぎない小村であったことになる。原屋敷の集落が僅か三戸の端村であったときに既に本村の細越は現在地において家数十八戸を有する集落になっていたから、落政末期に細越の全集落が現在地に移転したというのは当たらないであろう。

(二) 原屋敷と猪俣吉種

原山と称する山麓の緩斜面一帯が「原屋敷」「原ノ前」といわれる小字名であって、ここに原屋敷があったと考えられる。この集落

跡には墓地が在っていて、その墓碑銘の古いものは享保年間のものであるから、この時期には原屋敷の集落が存在していたことになる。傍らの老松も樹令数百年を数えているといわれるが、それにしても原屋敷の起因は明らかでない。

ただし、この原山は館山ともいわれ、中世期には館主が在住していたと伝えられていて、中世期から近世初頭にかけての地侍的存在などがこの原屋敷の名称を生んだものと推定される。この地侍的土豪的存在であったのが猪俣氏である。

猪俣氏は中世期のいつのころか近江国（滋賀県）より会津に来て芦名氏の麾下に属し、芦名氏より細越の領主たる地位を付与されたらしい。この猪俣氏の系譜で比較的確な存在が猪俣美濃守吉種である。『楊津秘録』には、

「天正十五年十月七日、細越村領主 猪俣美濃守吉種 揚大鰐口 鑄工早山彦八郎定継」

とある。また、『新編会津風土記』には、この記述と同じく、

「又鰐口一口を掛く。奉掛鰐口諸願成就皆令満足所也。仍、檀那 細越村猪俣美濃守吉種 干時天正十五年丁亥十月七日 大工藤原

氏早山彦八郎定継と彫付あり、今の鰐口は天明の頃改鑄たりと云」とやや詳しく記述されていて、猪俣吉種の片鱗がうかがえる。おそらくは、この猪俣吉種に代表される猪俣氏が中世期に細越村の領主として存在していた館があるところから、館山の呼称が生まれたのであろう。

猪俣美濃守吉

種が、円蔵寺菊光堂に大鰐口を奉納したのは天正十五年（一五八七）であるから、中世期末、世にいう戦国時代の末期であり豊臣秀吉の全国統一の成る以前のことである。当柳津の地方は芦名氏及び山内氏一族の影響下にあった時期で

兵農分離はなされていない時期である。従って猪俣吉種が細越村の領主として一種の土豪的存在にであったことがこの大鰐口の寄進を得たもので、一介の農民がこのような戦乱期に大鰐口の寄進など成し得るものではあるまい。

なお、この猪俣吉種は、深く福満虚空蔵菩薩を信心し、天正十五年（一五八七）に虚空蔵堂に大鰐口を奉納したことは前にも述べた



細越の原屋敷跡

とおりである。また、彼はそれ以前の天正十三年（一五八五）に自費をもって『虚空蔵菩薩陀羅尼經』を出版していることは、余り世に知られていないが、印刷文化史上特筆すべきことであろう。

不審に思われるのは、猪俣吉種の古墓が原屋敷になくて村北の堂前と呼称される墓地にあることである。なぜ居住地傍らの原屋敷の墓地内に彼の墓が存在しないのであろうか。原屋敷に居住したといわれるこの人物の墓地が当然その居住地範囲の墓地に、他の原屋敷の人々と共に葬らなかつたのは、何か特別の事情があつたのであろうか。いつのころか彼の墓が移転したのであろうか。

いずれにしても、堂前にある墓地の中で猪俣美濃守の墓所とされている五輪六基は、その立場が細越村に於いて特別の権力を有したことがありとうかがえるもので、『新編会津風土記』にも、

「。墳墓。五輪六基、村北一町計にあり 三は共に高二尺計、一は鳥居を彫付、二は共に三引両の紋を彫付であり、皆文字なし 其余五輪多くあれども形体全からず、相伝て猪俣美濃某と云者の墓所と云、側に桜の古木あり」

と、その墳墓が別格であることを明らかにしている。

なお、この記述にもある桜の古木は樹令四百余年を数えるといひ伝えられ、周囲数メートルに及ぶ巨幹を有して、樹勢に衰えをみせてはいるが、今なお開花期には歴史の重みと花のみごとさをみせる古桜である。

(三) 藩政時代の細越

原屋敷に集落があつたのは、寛文五年、または風土記編纂期の文化六年（一八〇九）まで確實であるが、この時期三軒の原屋敷の各戸が本村に移住したのはそれ以降の幕末期にかけてのことである。この移住は明治初年のこととする伝えもある。

寛文五年（一六六五）の『牛沢組郷村万改帳』による細越村の村勢概要は次のようであった。

細越村若松ヨリ戌行程三十七里

此村南北一町東西二町家居ハ南北向キニ入交在、南ハ栗林ノ山也



細越の桜の古樹と墓地

西北五町余隔テ若松ヨリ柳津エノ海道アリ 其間ニ松原アリ 家ノ近所ニ田畠在テ其中ニ漆木在リ 村ヨリ東ノ方原ト云所ニ家ニ軒在テ細越村ノ謂不知

家十九軒 竈二十二 男四十四人 女三十九人 馬六疋 年々増減アリ

田方三町一反五畝二十四歩 土色黒野土 一町二反六畝十七歩下ノ中 𦵏町八反九畝七歩下ノ下

畠方二十八町九反二十九歩 内一町七反土色小石交ノ黒野土 二十七町二反二畝二十九歩土色黒野土 一町一反六畝二十八歩下ノ中 十七町七反六畝一歩下ノ下 並ミ下ノ下

早稲少晩稲多糯稲少大麦 小麦 大豆 小豆 タバコ 黍 粟 稗 芋 蕎麦 胡麻 油荳 大角豆 菜 大根 外野菜 アサツキ ジシバリ

一、高式百四拾五石二斗四升一合 内二百四十二石五斗五升本田 二石六斗九升一合新田 此取五拾四石五斗三升二合 免二ツ二粉二厘三毛六拂 年々増減アリ

年貢

一、金拾八両銀四匁八厘 年々増減アリ

内大豆八石一斗油荳五斗ニテ納ル 年々増減アリ

小役

一、金壹分銀拾五匁五粉三厘一毛五拂 綿役

一、金貳分銀七匁二粉三厘八毛五拂 糠藁

一、錢六貫三百七文

足前

一、金一兩一分銀四匁二粉四厘

山役

一、錢三百文

松葉サライ

一、式千二百四拾本九步 役漆木此漆二十二盃四合九才納ル

一、四拾七貫六十三匁 御役蠟 三十一貫三百七十五匁大買蠟

此代金二兩銀十一匁三粉被下之 十七貫八百七十一匁小買蠟

此代金二兩銀十四匁九粉六厘八毛被下之ヲ 毎年役蠟不足ニテ

大買蠟之下リ金ヲ以蠟ヲ買納ル

一、桑少在リ蚕養ス

一、村之營薪ヲ伐少商売ス

一、梅 李 胡桃 柿 梨

一、社

三島明神 村ヨリ南四十間ニ在リ開基不知 方三尺ノ藁葺

社ノ地東西七間南北六間 栗・桜・槻・榎在リ

熊野權現宮 村ノ乾^{いぬ}二十五間ニ在リ開基来由不知 方四尺ノ

藁葺 社ノ地東西二間南北二間 杉一本在リ

稻荷ノ宮 村ノ東三町二十間ニ在リ開基不知 三尺ノ藁葺

社ノ地三間 桂・杉・桐在リ

山

細越村東ニ在リ 周リ二十五里麓ヨリ頂マテ七十五丈 此山在

ル所ノ草木禽獸ハ桔梗 助 独活 蕨 松多 栗 桜 檜 柳

ウツギ 山鳥 雀 鶯稀 郭公アリ 狐狸 兔 杉林二百本

程 但シ原ト云 一所ノ山麓ニ並杉ニ行在

また、『牛沢組村高目録』によると次のように記載されている。

。細越村 肝煎 作兵衛

高式百九拾式石五斗壹升七合 本田 新田

免 三ツ四分

田 四拾七石七斗 此反畝三町九反六畝拾九步

此反畝式拾五町九反三畝拾壹步

高 百三拾四石六斗六升四合

人数 百四拾七人 内八拾人男 六拾七人女

家 三拾軒 但三拾五竈 馬九疋 内四疋二才駒

一、綿役 金壹分銀四匁五分式厘

一、糠藁 金貳分銀拾四匁八分

一、足前錢 四貫百貳文

一、山役 金壹兩壹分銀四匁式分四厘

一、漆木 式千貳百四拾本九分

一、蠟目 式拾式盃四分九才

四拾七貫五拾九匁 御年貢

内三拾壹貫三百七拾式匁 大買蠟

拾七貫九百貳拾八匁 小買蠟

三島神社

寛文のころ、戸数十九・竈二十三を数えた細越村は、年不詳であるが、戸数三十、竈数三十五にも及んだ村勢盛んな時期もあったわけである。それが幕末期には風土記載のように家数十八軒を数えるほどに村勢が衰退していった。これは細越村に限らず会津藩内の各村にみられる村勢衰退の現象であって、細越村の場合もその例にもれなかったといえる。

細越の村高は寛文期の二四五石余から二九二石余と約五〇石近くの高増となつて、田の耕作面積も三町一反余から三町九反余と耕地面積の拡張がみられる。この年貢は免二ツ二粉二厘余、三ツ四分と増率されているが、これらの水田灌漑用水として松沢入に西沢入・東沢入・原山・前林・里寺などの小字に囲まれた俗称「古堤」が築された。この堤が築堤されたのは宝永年中（一七〇四～一七一〇）と伝えられているが、原屋敷地内の水利堤に比べ、周囲二〇〇メートル余のこの堤は、細越村の水田の拡張・耕作に大いに利したと思われる。

また、細越では御役漆木が数多くあったのも特徴的なことである。細越では御役漆木二、二四〇本九分、蟬目二十二盃四分九才（内年貢蟬四十七貫五十九匁）が課せられていたが、当時柳津地方で二、〇〇〇本以上の漆木を課せられていた村は極めて少ない。僅かに長倉村（二、三〇〇本）、小野川村（二、六四八本）、麻生村（二、一四五本）、野老沢村（二、八二四本）などである。当時の漆木植立数は年貢役として藩から課せられたもので、実際にその本数が植栽されたもので

はない。細越でも、蟬目で御役蟬三十一貫余を藩に上納しなくてはならないのだが、おそらく植栽本数が下まわっていたのであろうか。「毎年役蟬不足ニテ大買蟬小買蟬ノ下リ金ヲ以テ蟬ヲ買納ル」という状況にあった。明治になつても細越では漆木の植栽の名残りがあつて、越後方面から「ウルシかき」の職人がきて漆の採取を行つていた。漆の採取方法には、木を永く生かして少量ずつ長期間採取する生掻法（養生掻）と、短期間に多量の液をとって樹を伐採してしまふ殺掻法（掻殺）の二法があつた。

細越村の鎮守である三島神社はその創建が不詳であるが、境内地の燈籠記銘に享保十三年（一七二八）とあり、この当時に村勢は安定して鎮守の尊崇感がこれら鳥居・燈籠などの寄進や神社の合祀となつている。藩政時代にはその境内十三間四方が年貢免除地とされていた。相殿に三座あり熊野宮二座・鬼渡神をまつり、塔寺村戸内信濃が司どつていたが、他に村東に稲荷神社が村持として祭祀されていた。

藩政時代の細越では田畑耕作以外に、「桑少アリ蚕養ス」、「村ノ営ミ薪ヲ伐リ少シク商売ス」といった生計であつたと考えられる。村の肝煎を努めたのは現在の増井彦兵衛氏宅であつた。

（四）細八地区の変貌

下原の増井久輝氏宅は約一〇〇年ほど前、この細越村の肝煎を努めた増井家から分家したものである。この下原の増井家が現在地に分家した時期は、増井家文書に記載されているそうだが、おそらく

藩政時代の中期から末期にかけてのことと推察される。

明治初期から戦前にかけての細越の集落はその大部分が農業を中心とした生活であって、とりわけて特筆される農業経営ぶりはみられず、ひっそりとした一山村であったが、戦後において大きく変貌するに至った。

従来、細越・八坂野地区には只見川河岸段丘として郷戸原に次ぎ広大な耕地を有していたが、その大半が畑地であって農業経営そのものにはとりわけて近代化されたケースはみられなかった。

ところが昭和四十年代に柳津町が農業構造改善事業の計画地域の指定を受けることによって、細八地区の農業経営に大きな変貌がみられるようになった。該指定を受けた町当局では、関係機関の代表者十三名からなる「農業構造改善協議会」を設置して実施地域の指定及び基本計画の立案について慎重な審議を重ねた。その結果、昭和四十一年十二月において最終的に①開田を主とした土地基盤整備を行うこと、②実施地区を細越・八坂野地区とする、ことを決定し四十二年四月より改善事業に着手したのである。

その結果、細八地区には広大な水田が開発されて、今後の農業経営に大きな発展をもたらすものと考えられる。

根 柄 卷

(一) 根柄巻の誕生と発展

根柄巻の集落は戦後昭和二十五、六年ごろ(一九五〇～一九五二)

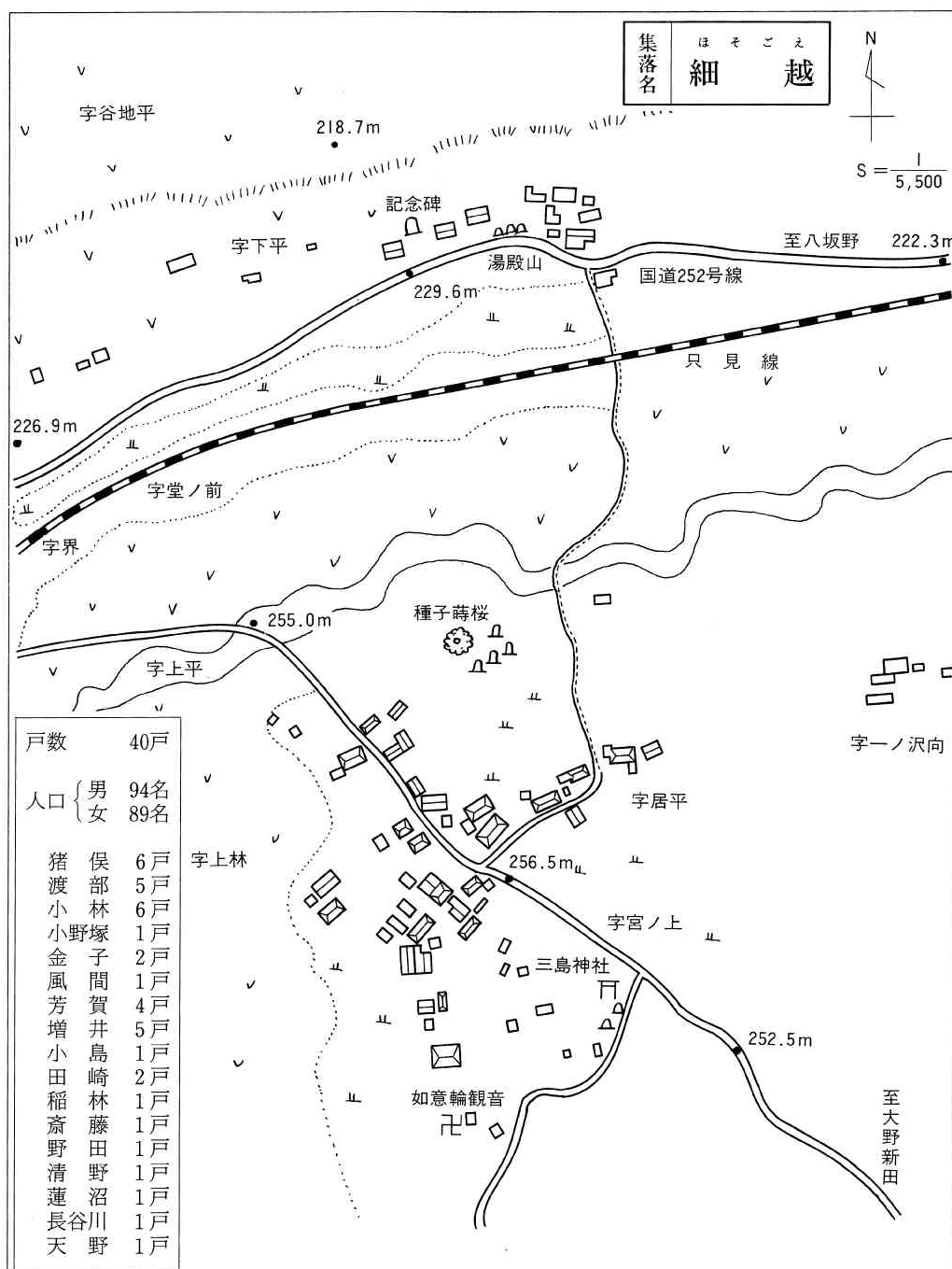
に当時の国の政策によって開拓奨励がなされ、民有地が解放されてできたものである。

当時の入植者は南洋テニアン島よりの引揚者、八坂野・細越の二・三男者、都市引揚者などで計五戸の集落から発足したわけである。

長谷川吉春氏・猪俣勇喜氏・猪俣俊夫氏などがそれで、入植当時は土地が肥沃でないうえに、当時の経済事情が今日とは比較にならない悪条件下にあったために、その開拓は容易ではなかった。水利が悪く水田耕作が不可能であったために畑地として耕作し、大豆・麦類・陸稲・とうもろこし・葉煙草などを栽培していたものである。

昭和四十年代に入ると、沼田街道つまり国道二五二号線沿いにあるこの地域は交通が便利であるために、従来は他の集落に居住していた人々が、この根柄巻地内に移転するようになり、一般民家が新築されていた。角田清光氏(昭和四十五年大野新田より)・田崎伝氏(昭和四十八年芝倉より)などはその例である。また、細八地区の農業構造改善事業にともなって、谷地平の開田、根柄巻東方国道東部方面の開田も進められていった。そのために集落内に細八農業改良事務所も新築された。さらに国道二五二号線の改修舗装化・直線化・幅員の拡張化にともない、この国道を往来する交通量も増大してきた。そのために、交通利用者に関係した企業である、食堂ドライブイン・柳津共栄モーター・柳津農協石油スタンドなどが続々誕生するようになった。しかも、根柄巻に隣接する字堺地域には大石建設事務所や柳津農協倉庫なども設けられて、かつての下原といわ

れたこの根柄
巻地域の様相
は一変しつつ
ある。昭和五
十年には細八
地区の農業構
造改善事業の
完成を記念す
る石碑が建立
された。
遠からずし
て、大平町と
根柄巻地区と
は集落が連結
するものと考えられる。それ
れほどに、根
柄巻集落の発
展ぶりはめざ
ましいのであ
る。



四、寺家町

(一) 寺家町と塔ノ前

寺家町といわれるようにこの集落は、円蔵寺および虚空蔵堂の周辺に成立していることからきていて、円蔵寺と虚空蔵堂と深く結びついて変移・発達してきた集落である。



寺家町とひざの蔵虚空

円蔵寺縁起によ

ると、本尊虚空蔵菩薩像は空海の作
円蔵寺創建は徳一
説には慈覚とも伝
えられ、大同・弘
仁の時期と記述さ
れている。

これらの円蔵寺
および、虚空蔵堂
(菊光堂)は現在
地の丘陵上に建築
されたのではない。
創建の場所は現在
の円蔵寺崖下の平
坦地で、小川家・

内田家裏の平坦地一帯がその場所にあたるわけで、ここに円蔵寺・虚空蔵堂・その他の諸庵・塔がならんでいたのである。創建の時から応永年間までの様相は、『靈巖雜記』『楊津秘録』などにも、

「然古代記録 数为水火失凶 悪得詳之」(『楊津秘録』)

つまり、火災・水害・水難が数多くあって古い時代のことは明らかにし得ないと記述されている。ただ、応永二十一年(一四一四)に、

「応永二十一年修宮宝塔 以為供養」(『楊津秘録』)

の記録があつて、塔を造営しているがこの塔については『靈巖雜記』には、

「始萃相家 而為禪察 相徒懷憤 悉皆退散 義乘胸……明徳元年・宝塔供養」

と記述している。『楊津秘録』を編集した吉村寛泰は、この宝塔の造営・修造・供養の関係について、

「宝塔事始見矣 然此供養為創建歟 為修理歟 不能詳也」

との考えを示している。この塔の最初の造営が明徳元年(一三九〇)であるとする、現在より五八〇年前のことになり、応永二十一年(一四一四)よりも二十六年はどさらに古い時期になる。この塔は「応永二十一年修宮供養」とあるのだから、おそらくは明徳元年に造営された宝塔が、応永二十一年に至って修築されたのであろう。この塔のあった場所は内田屋・あつまや付近にあったと考えられるが、永正十三年(一五一六)三月二十八日に火災が発生して、この塔及び脇寮民家共に焼亡した。これについて『会津正統記』は、

「明徳元年庚午塔ヲ造営ス 永正十三年丙子柳津民家及ビ塔迄焼ス 只本堂円蔵寺計リ残ル 塔建立百二十七年ト云フニ焼失ス 其後塔無其処今ハ塔ノ前ト云」

と述べている。『会津旧事雑考』も、

「永正十三年丙子三月二十八日戌刻楊津人家及塔焼失」

と記述している。しかし、『楊津秘録』には、

「永正十三年三月二十八日 堂・塔・門・庶・災」

として虚空蔵堂も焼失したようになっており、正統記がこの火災で「只本堂円蔵寺計リ残」ったという記述と合致していない。さらに『楊津秘録』はこの永正の火災で虚空蔵堂が焼失したことを受け継いで、

「享祿四年楊津本供養 八月十日読経千部経」、「天文四年塔及民家災」

と述べている。『会津旧事雑考』にも、享祿四年（一五三一）の項に、

「楊津本堂供養自八月十日」読誦於千部経」

と記述し、天文四年（一五三五）の項にも、

「高田及楊津人家並塔焼失」

と同じ記述である。

これらの記録から、永正十三年の火災で塔は焼失したことは一致していて、円蔵寺と虚空蔵堂とが焼失したかどうかで記録が合致していないのである。また、塔の再建の有無についても一致しないである。『正統記』は永正の火災でこの塔は焼失したが、その後再建

されなかったとしているのに対して、『秘録』・『旧事雑考』はともに天文四年に塔と周辺の民家が火災にあい焼失したと述べているのである。天文四年（一五三五）に塔が再び焼失したとすれば、永正の火災の後に、当然塔再建のことが記録として残っていてよいと考えられるが、不審なことに永正火災後に塔再建の記録はなくて、天文四年の塔焼失の記録につながっているのである。

いずれにしても、この内田屋・あつまや付近にあった宝塔は、永正・天文の火災によって焼失して、この地には再建されなかったことになった。そのために、現在のおつまや付近一帯を「塔ノ前」と称するようになった。『楊津秘録』にも、

「永正火災後宝塔再建事不見……其遺跡在于階下岩上」

と記述されている。

現在、仁王門崖下には、延享六年五月に建立された「宝塔基址」が残っている。

（二）寺家町の災害と名称を失った中町

寺家町という名称は、円蔵寺・虚空蔵堂・宝塔などを有していた寺に続いている集落からきているが、これは円蔵寺が江戸時代安永九年（一七八〇）現在より約二〇〇年前迄に、小川家裏・現円蔵寺崖下の平坦地にあったことに関係して呼ばれた地名である。虚空蔵堂もこの平坦地に建立されていたのであるが、元和二年の火災後に旧会津領主蒲生秀行の室振姫が浅野長晟に再嫁してから、元和三年（一六一七）に現在の霊巖山の巖上に大堂を移転再建したといわれ

ていて、これまた寺家町の集落と深い関係にあった。

古くから柳津には数多くの災害があったが(第五章第九節 災害史参照)、柳津本町の中心街にあたる寺家町はその災危が多かった。代表的なものとしては、

- 天文四年(一五三五)の火災
- 同 五年(一五三六)の水害
- 天正七年(一五七九)の火災
- 慶長十六年(一六一一)の大地震
- 同 十七年(一六二二)の円蔵寺後山の山崩れ
- 元和二年(一六一六)の火災
- 寛永八年(一六三一)の水害
- 寛永十七年(一六四〇)の火災
- 慶安三年の火災。
- 延宝二年(一六七四)の大火
- 同 六年(一六七八)の大火
- 元禄十二年(一六九九)の大火
- 安永九年(一七八〇)の円蔵寺焼亡
- 文政元年(一八一八)の大火(本堂・本坊・文化三年建築の三重塔
- 六坊・民家などでべて百六軒焼失)
- 文政十一年(一八二八)の火災
- 明治十三年(一八八〇)の水害
- 同 二十四年(一八九一)の水害

明治二十九年(一八九六)の水害

同 三十年(一八九七)の水害

同 三十五年(一九〇二)の火災

大正二年(一九一三)の大水害

昭和三十一年(一九五六)七月の大水害

同 三十三年(一九五八)九月の大水害

という災害の続出をみている。

現在の寺家町の中に、昔時は中町と呼ばれた区域があつて、円蔵寺、虚空蔵堂下の集落である寺家町とは明確に区分されていた。昔時の寺家町は、円蔵寺・虚空蔵堂・杉本坊・建福庵・見性庵などを中心にして、ほぼ現在の小川家を中心とした地域一帯を指しているであつて、柳津古図(元禄年間)によると、寺家町の戸数は二十戸中町は七戸となっている。なお、この給図によると、沢町が八戸、門前町が十四戸、且過町十七戸、新町が十七戸、諏訪腰町が四十戸一王町が三十一戸、岩坂通が二十一戸となっている。

中町という名称はこの元禄期の柳津古図が作られた以前からあつたらしい。『楊津秘録』によると、元和二年の火災について、

「元和二年三月二十五日 中街・警者閑都 失火 延焼過半 宝海以修庵寺建新祠為祈願 故告有司 将造大堂 聚巨伐若干 至比悉焼亡 五月十九日夜 宝海蒙瑞慶 十月二十一日宝海因瑞夢企楊津及塔寺再建」(傍点筆者)

の記述があつて、すでに元和年間に中町という名称が存在していた

ことがわかる。

明治に入っても中町という名称は生きていた。例えば『六十余年実記』によると、

「明治十三年庚辰年 八月五日夜四ツ時ヨリ大雨ニ相成、夜ノ九ツ時頃ヨリ大雨大滝ノ如シ、其夜ノ内ニ大洪水ト成」
いわゆる明治十三年の大水害を生じたが、同書にも、

「……安久津村及石生沢田畑数ヶ所抜ケ崩レ石砂入ニ相成、龍藏庵ノ人家へ水式尺程入ル、柳津村志願沢(砂子沢または菅沢)ト申ス沢ヨリ大洪水ニテ中町・町内・ニ水ヲウカイテ大川ノ如シ、同町(中町)・大阪屋富三ノ家へ水流入勝手ノ人口へ水流レ落ル事滝ノ如シ其外亀屋ノ榎木二間余流レテ大川ノ流レ木ノ如クニ大阪屋ノ屋敷へ流レ入タル事古ヨリ稀ナル天災ニテ大水サワギナリ」

と記述していて、この中町という名称を使用している大阪屋富三というのは、現在の河内屋の倉庫のあたりにあったらしい(長谷川クラさん・七十八歳の話)。また、明治三十年の水害記録にも、

「明治三拾丁酉年旧六月九日午後四時ヨリ雨降始、同十月十一日安久津川原半分計水上リ、十一日午後二時頃ヨリ水引、十二日半晴、十三日大雨降、十四日午前六時頃ヨリ水出始メ十二時頃迄ニ川原ノ畑ノ上マデ上リ、又式尺計引、夫ヨリ又出初メ大洪水ニ相成、四時頃又出六時頃ハ最大洪水トナリ、郷戸地内字川口鈴木小次郎家二階迄水付、川口豊橋ウキテ落ツ。柳津舟場武田茂三郎家へ五尺計付、寅像家流シ、中町・車屋ノ家ハ浮キ、亀石ノ上五尺計

高水、中ノ橋ハ式尺計出、藤村橋及高清水ノ橋及只見川筋ノ諸橋何レモ皆落ツ。竜藏庵字川原ノ草野及畑等皆石川原トナリ。諸木皆流レ……下田川向へ湖水ノ如シ」

という水害の惨状を記述しているが、中町という名称がこの場合にも使用されているのである。さらに明治三十五年(一九〇二)の火災記録にも中町という名称が記されていて、次のように記述されている。

「明治三拾五壬寅年 旧八月八日午前式時頃ヨリ柳津村□□□□方ヨリ出火シテ、寺家町・中町・沢町・門前町不残類焼ス大火也柳津舞台普請最中也」(以上引用文献中の傍点筆者)

なお、この火災で寺家町では四十六戸が焼失し、門前町では類焼を免がれたのは二戸(現、管家均氏宅・管家ハルエさん宅)のみという大火となった。

このように、中町と呼ばれていた地域があったのだが、現在は寺家町という集落名の中に包含されてしまい、その名称を覚えておられるのは古老の中でもごく稀になっているほどである。

明治三十五年の火難に続いて、寺家町を含めた柳津の災難が大正二年(一九一三)の大水害である。この水害は、竜藏庵・安久津・諏訪町・寺家町方に大損害を与えている。すなわちその様相は、

「大正貳年癸丑年 新八月二十五日(旧七月廿六日)前日ヨリ大雨降、同日ハ大雨滝ノ如シ、十二時頃ヨリ諸川洪水、午後十時頃只見川高水五十尺以上、古今未曾有ノ大洪水、午後三時頃竜藏庵川

橋不残落、家ノ前大川ノ如シ。安久津ヘモ不通、小ノ川大洪水。八木沢ニテ土蔵一棟、滝谷ニテ土蔵五棟家壱戸、小ノ川ニテ板橋三ツ土蔵半分、川口ニテ増井彦三郎本家壱棟貸家二棟、小屋壱棟車屋壱棟便所物置合テ六棟損害三千円流、手塚製板所及割物等全部流失、橋々不残落流レ山崩諸木多ク流レ、只見川筋字下田半分海ノ如シ、船木貞次宅地ヨリ下皆大海ノ如シ。柳津村武田茂三郎家及川向ノ小池熊四郎本年新築ノ月見樓流レ舟場ヨリ上長谷川美材ノ家ヘ二尺以上水入中橋テスリノ上迄寺家町ヘ橋ノ上船ニテ通航ス。新町田地水中、小川所有車屋全流山崩ニテ小川ノ酒蔵全滅部落ヨリ委北ノ酒皆□□諸人ニ渡スコト不成、郵便局モ土台下マデ土崩レ店ノ前ニ引タリ、小川ノ損害二千円以上ト云フ。柳津八奇石ノ随一タル亀石ノ半分ニ倒レタリ。本年旧三月落成ノ月見橋五ヶ月ニテ流落タリ」(『六十余年実記』)

というものであった。中の橋の上を舟で通航したというのであるから、いかに大洪水であったかが推しはかれよう。旧七月二十七日は当時の柳津の祭礼であったが、その日を俟たずして前日にこの水害が発生したために祭礼どころではなかったと古老の人は伝えている。当時の郵便局は現在の四国屋のあたりにあったが、靈巖山の山崩れが小川家の酒蔵を泥流化させ、さらに道をへだてていた郵便局にまで押し流したわけである。

(三) 靈巖山の山崩れと杉本坊

この寺家町における山崩れは大正二年ばかりでなく、古くより何

度か起っていることである。有名な慶長十六年(一六一一)の大地震の際には、本堂・鐘樓・寺が崩れて只見川に落ち入ったほどである。また、翌十七年三月にも地震が起こり、靈巖山の山崩れが起った。これは当時の円蔵寺の背後の山が崩れたのであったが、このために円蔵寺の僧房が潰されてここにいた真言宗の僧二人が圧死している。しかし臨済宗の僧は不思議にその災を免れたので、円蔵寺の真言宗を廢して臨済宗に復したといわれている。さらに、享和三年(一八〇三)五月二日未明にもこの後山が崩れて沢町の家を押し潰している。杉本坊は柳津六坊のひとつで、もともとこの沢町にあったのだが、この享和三年の山崩れの際に杉本坊が衝破されたのを機にしつ、寺家町の建福庵に移転したのである。

現在の寺家町に属するはこの平坦地には円蔵寺・虚空藏堂のほか、見星庵と建福庵という二脇庵があったが、見星庵は天明年間(おそらくは天明六、七年ごろと思われるが)に廢され、建福庵もこの享和三年の山崩れで杉本坊が代替地としてこの建福庵の地を求めたために建福庵を廢し、新たに沢町にあった杉本坊が寺家町区内の建福庵に転居したわけである。この杉本坊は明治三十五年の大火後に柳津の地を離れて今に伝わっていないが、岩坂町の杉本家はこの分家に当たっている。

(四) 柳本坊と小川家

靈巖山円蔵寺は僧徳一が大同二年創建、または弘仁三年壬辰(八一二)堂塔を建立成就して七月十五日入仏供養して菊光堂と号した

とする寺伝を有している。一説には慈覚大師創建とも伝えている寺である。徳一は法相宗として開基したのであるが、その後に真言宗または天台宗の寺となったこともあると伝えている。至徳元年（一三八四）に円蔵寺別当であった義乗が、寺内の風紀紊乱を憂いて黒川（若松）興徳寺大圭和尚に嗣法して臨済宗に改宗したといわれている。従って、大圭和尚を円蔵寺中興の始祖として大圭和尚像を興之院に安置したといわれるが、一方ではまた、この義乗をして円蔵寺中興の始祖とする説もある。この義乗が柳津三十六坊のひとつである柳本坊（現、柳本勇夫氏宅）の先祖に当たるといわれ、義乗が臨済宗に改宗した際に柳津円蔵寺に属した三十六坊が退散したが、やがて義乗の度量に服して帰山し、今に伝えているのが柳津円蔵寺六坊であるという。柳津六坊とは、柳本坊・岡本坊・槻本坊・杉本坊・塔之坊である。『靈巖雜記』には、このことについて、

「始萃相家、而禪刹、相徒懷憤、悉皆退散 義乗胸次洞達 初不以介意 怡然自得 故来幾相徒服其寬量 而帰山矣 今之六坊是其後裔也」

と述べている。この柳本坊は江戸時代には門前町にあって、柳本坊塔之坊・桜本坊と続いていて宿坊としてその系譜を伝えてきたが、明治以降は寺家町において商店を経営し、屋号を四国屋を称する現在の柳本勇夫氏宅がこれに当たっている。なお、同家には『福満虚空縁起』を所蔵されておられる。

小川家は同家所有の『小川氏系譜』によると尾州小川城主五万石を

領した小川弾正忠重義の後裔で小川弾正右衛門重豪という者が、永禄年中に会津に退去して芦名盛氏に仕えて会津郡沼尾に住み、後に大沼郡小川窪に退去したと記され、その二男又三郎義忠が同地で永楽三拾貫文を領していたが、天正十七年（一五八九）の磨上原の合戦で芦名氏が敗れたために浪人して柳津へ来住したのが、柳津における小川家の始まりとしている。義忠の子である右衛門重宗は加藤嘉明が会津の領主となると、柳津郷式拾五か村支配小組頭を勤めている。保科氏が会津へ入部すると柳津村外二十四か村は牛沢組に編入されて郷頭が牛沢におかれたために小組頭の職制が廃止となっている。しかし、これ以前より円蔵寺は寺領二百石を有していたために、その寺領肝煎が必要となり、小川・高野・内田の三家が勤めることになった。後にはこの寺領肝煎を小川家のみで歴代襲職しており、代々小川孫八郎の名を襲名して明治に至っている。このように江戸時代においては柳津村では他の村と同様に普通の肝煎の外に円蔵寺領二百石を管理する肝煎という特色ある制が存在していたのである。

また小川家は、宿坊としても会津藩公父子が、

「御堂御参詣節、御大守公ハ円蔵寺、若殿公ハ私宅御宿被仰付」
ほどで、且つ、

「御廻国使、御国御目付、惣而公儀御役人前々ヨリ御宿致シ来候」
（『小川氏系譜』）

ような性格を有し、さらには柳津の駅所的性格から、

「塔寺・滝谷・野沢・塩野、四ヶ駅ノ間屋先祖ヨリ相勤来候」

という家系でもあった『小川氏系譜』。

また、小川孫八郎重務(後に嘉内と改称)は父の代から郷戸原の無毛地の開拓作業を進め、高二十三石余を得て、現在の郷戸新村の基盤を築いている。この新村開発や村勢取直しに尽力したことは次のように記述されている(『小川氏系譜』)。

「旧記ニ二十五年以前一巳才判金ヲ以拾人余引返百姓取計、無毛地ノ内式拾三石余開発致、猶又村勢取直方尽力家数八軒増、馬等ニ至ル迄相増候

但二十五年前ハ享和元年辛酉ト見ユル 柳津水帳ハ天保七年丙申改直シニ相成 新村ヘ稜高ニ相成候事

親代ヨリ私代マテニ調達金八拾両余差上才判米四拾俵余上納仕候処 右ノ内御返与ニ相成候分モ有之殘金五拾壹両余米四拾俵余御返ニ相成不申候」

なお、『六十有余年実記』にも、小川嘉内の郷戸新村開拓のことが記述され、

「天明二年七月大地震浅間山崩レ 三、四年諸国大不作ニテ キンニテ巳ノ年ニ合戸村之内五ヶ村亡滅ス 依テ郷戸村ト改ム、又柳津新村ノ儀ハ文政年中時ノ里正小川嘉内ナル者發起シテ是ヲ

開墾ス 高百三十石余 郷戸村誌ニ有」とある。

このように藩政時代に活躍した小川家は、明治初期には柳津・安久津・出倉合併時の戸長を務めたり、郵便局を初めて設置されたりして地域に貢献するとともに、旅館業・酒造業なども経営してきた。現在はこれらをやめておられるが、道路元標が小川家前にあるのは昔時の歴史を示すすうといえよう。

(五) 寺家町の発展

明治以降の寺家町は、旅館業・土産品販売・各種商店を中心とする街並みをみせるようになり、戦後における変貌はめざましいものがある。特に昭和三十三年の大被害で寺家町方面は大きな損害を受けたが、これ乗り越えて近代的な商店街形成をめざして、特に観光柳津のメッカたる虚空蔵尊下の街にふさわしい街づくりがなされてきた。

昭和四十八、九年の銀山川^{かき}嵩上工事によって、銀山川沿いの家々は取り壊され、代って面目を一新した店舗が立ち並び、観光柳津のメインストリートとなり、四季を通じて活気を呈するに至っている。観光柳津の中心虚空蔵尊の足下にあるこの寺家町は、観光客を対象により一層の発展を重ねることであろう。

字 堂 森 山

